

# 半田市 緑の基本計画

平成 29 年 1 月

半 田 市





## はじめに ～半田市緑の基本計画の目的～

緑は、様々なかたちで私たちの生活環境を向上させてくれる、守るべきかけがえのない財産です。半田市には、春は雁宿公園周辺の千本桜、秋は矢勝川堤に咲き誇る 300 万本の彼岸花など、優れた緑がいくつもあり、潤いややすらぎ、誇りを与えてくれます。こうした財産はこれからも継続して守っていき、未来に継承してくべきものです。また、こうした緑を市内各地に広げていくことも必要です。

本市は、緑の総合的な計画である「半田市緑の基本計画」を、当初平成 8 年 3 月に策定いたしました。緑を取り巻く環境の変化や、緑化推進重点地区として指定した乙川中部土地区画整理区域内の公園・緑地整備の完了など、新たに「実情に即した」緑の「望ましい将来像」を描く必要があるため、見直しを行うものであります。

本計画は、「つながる」「伝える」「活力を生む」の 3 つをキーワードに、緑づくりの計画に基づき施策を展開しております。緑の施策は行政のみで取り組むのではなく、市民・事業者・NPO など様々な主体が相互に協力し合うことが必要であり、緑のまちづくりに向けて、皆さまとともに有意義な取り組みを推進してまいりたいと存じますので、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の改定にあたり貴重なご意見をいただいた、市民の皆さまや関係機関の皆さまに、心から御礼申し上げます。

平成 29 年 1 月

半田市長 柳原純夫



## ～INDEX～

<b>序章</b> -----	1
1. 半田市緑の基本計画の概要・目的 -----	1
2. 計画における目標年次 -----	2
3. 関連計画（緑の基本計画の位置づけ） -----	3
<b>第1編 半田市の緑の将来像</b>	
<b>第1章 半田市の緑の現況と課題</b> -----	4
1. 都市の概況 -----	4
2. 緑の現況 -----	10
3. 緑の主要機能についての分析・評価 -----	12
4. 市民意向の把握 -----	18
5. 緑の課題 -----	27
<b>第2章 半田市のめざす緑</b> -----	28
1. 基本理念及び緑の将来像 -----	28
2. 基本方針・配置方針 -----	31
3. 目標値の設定 -----	34
<b>第2編 緑の将来像実現のための施策</b>	
<b>第1章 実現に向けた取り組み</b> -----	39
1. 【実施施策1】つながる緑づくり -----	40
2. 【実施施策2】伝える緑づくり -----	46
3. 【実施施策3】活力を生む緑づくり -----	52



<b>第2章 緑化重点地区</b>	58
1. 緑化重点地区とは	58
2. 前計画における緑化重点地区の進捗状況	59
3. 新たな緑化重点地区の設定	60
<b>第3章 計画の推進体制及び進行管理</b>	63
1. 計画の推進体制	63
2. 計画の進行管理	64

## 資料編

## 序章

### 1. 半田市緑の基本計画の概要・目的

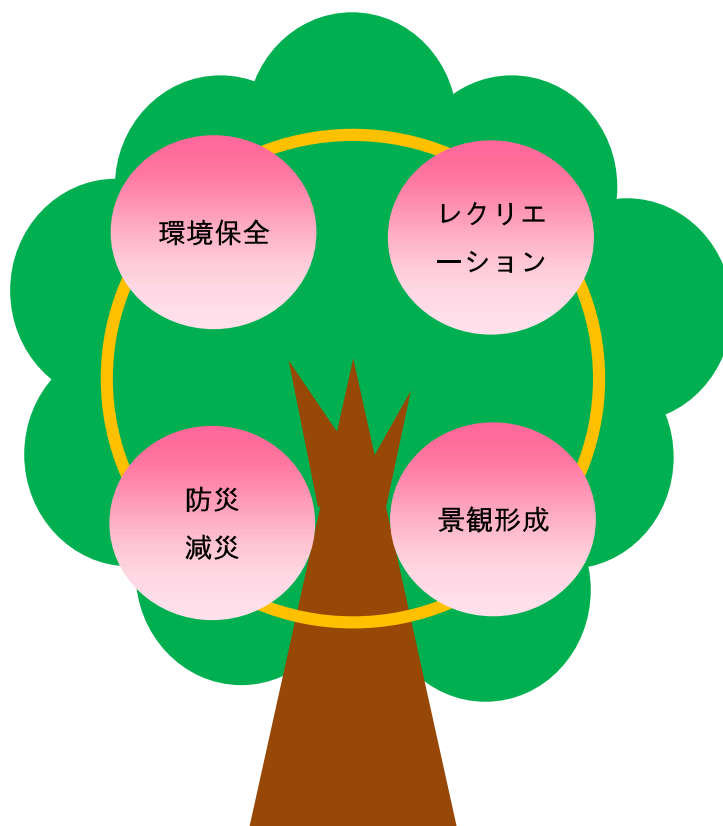
#### [1] 緑の基本計画の特徴

- 「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条を根拠とした「緑とオープンスペース<sup>1</sup>に関する総合的な計画」です。

#### (参考) 都市緑地法

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

- 緑の適正な形成においては、市民・事業者・NPO・行政（行政内部においても各関係部局）など、多様な主体が相互に協力し合い、一体となって活動することが不可欠です。また、半田市が定める関連計画との間の整合性を保ちながら、効率的かつ一貫性を持った緑の配置を推進するために、長期的な施策方針を持つことが必要です。半田市緑の基本計画は、これらの「多様な主体との相互協力」「他の関連施策との整合性」「長期的な視点」を踏まえた上で、総合的な緑の形成の指針を定めたものです。
- 緑は、環境保全、レクリエーション、防災・減災、景観形成など様々な機能を持っています。それらの機能を十分に活かせるよう、本計画は半田市の現状や将来を見据え、地形・人口や土地利用の状況等、様々な特徴を踏まえ、緑という観点から「これからの半田市」をつくるための計画としています。



<sup>1</sup> オープンスペース：公園・広場・河川・農地など、建築物等によって覆われていない土地の総称

## [2] 本計画における「緑」の定義

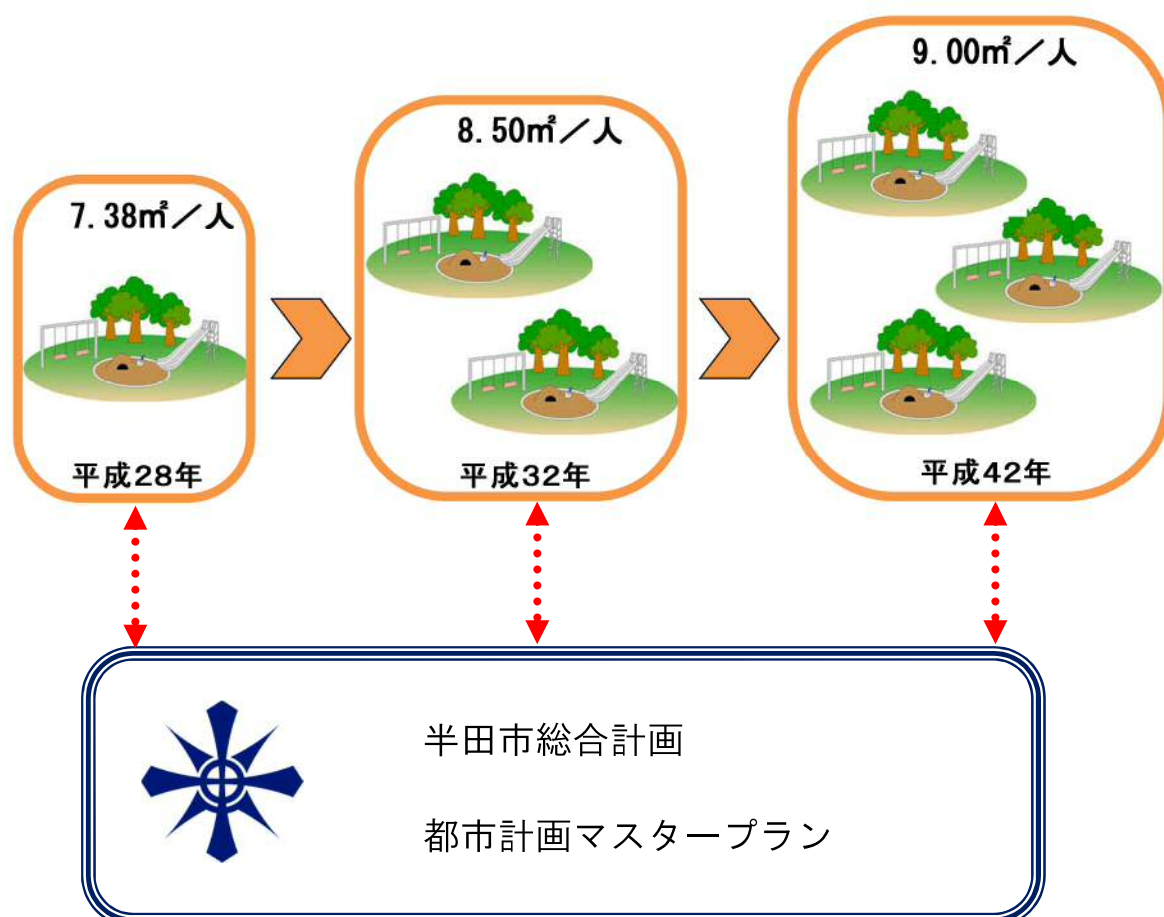
緑の基本計画の根拠法令である都市緑地法の趣旨に沿い、本計画で取り扱う「緑」の定義は、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間、即ち、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼まで含みます。

(参考) 都市緑地法

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

## 2. 計画における目標年次

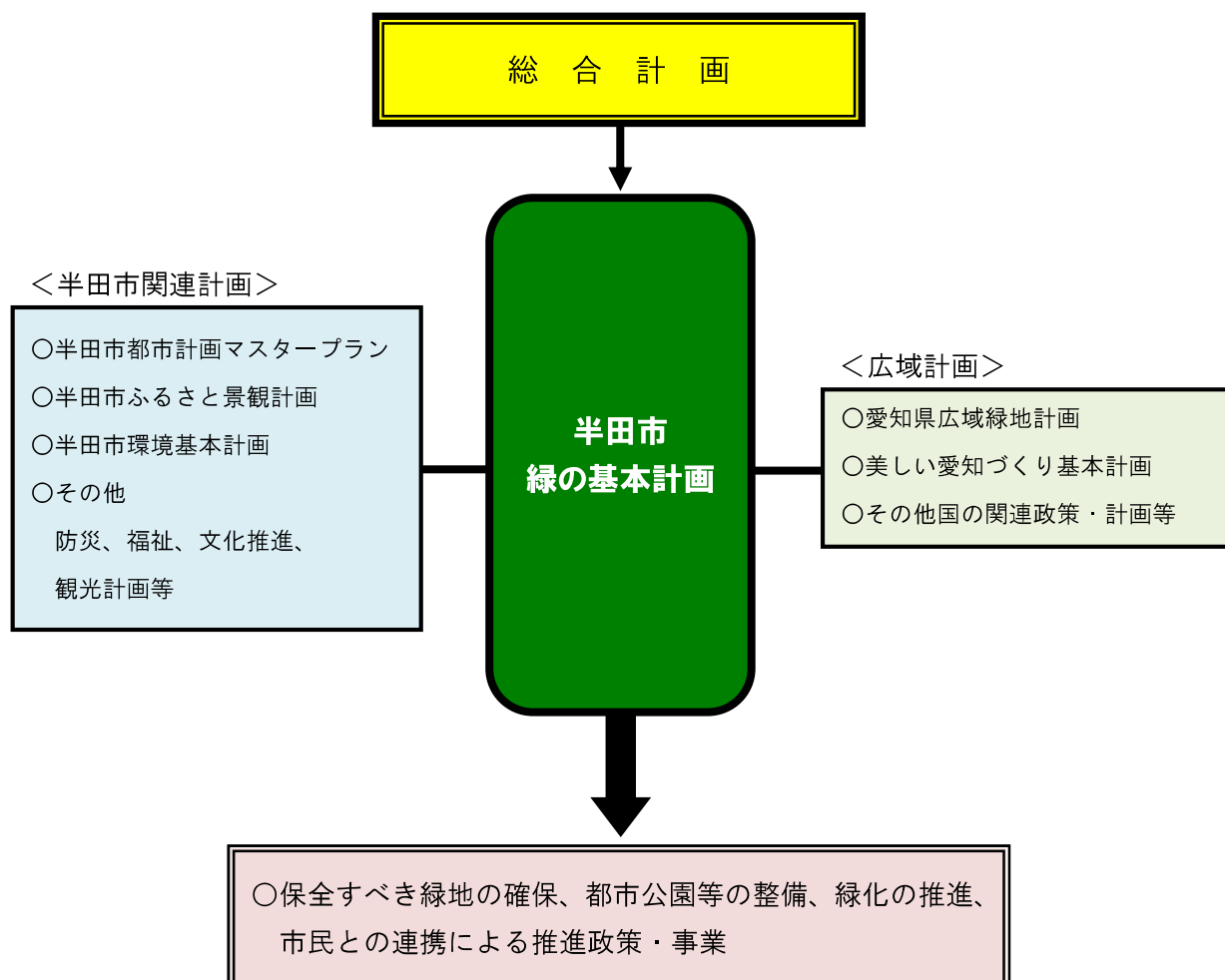
- 緑の取り組みは、一朝一夕で効果が表れるものではなく、時間をかけて育て、守っていく必要があります。そのため、本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、上位計画である総合計画、関連計画である都市計画マスタープランとの整合性を鑑み、中間年度を平成32年・目標年度を平成42年度とします。
- 本計画は10年を超える長期計画であることから、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、必要に応じ適宜計画の見直し・改訂を行います。





### 3. 関連計画（緑の基本計画の位置づけ）

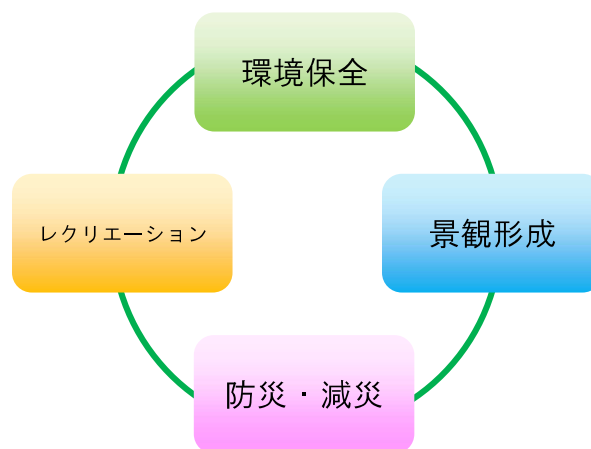
- 緑の基本計画は、市民・事業者・NPO・行政等が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係及び位置づけは下記のように示されます。



## 第1編 半田市の緑の将来像

### 第1章 半田市の緑の現況と課題

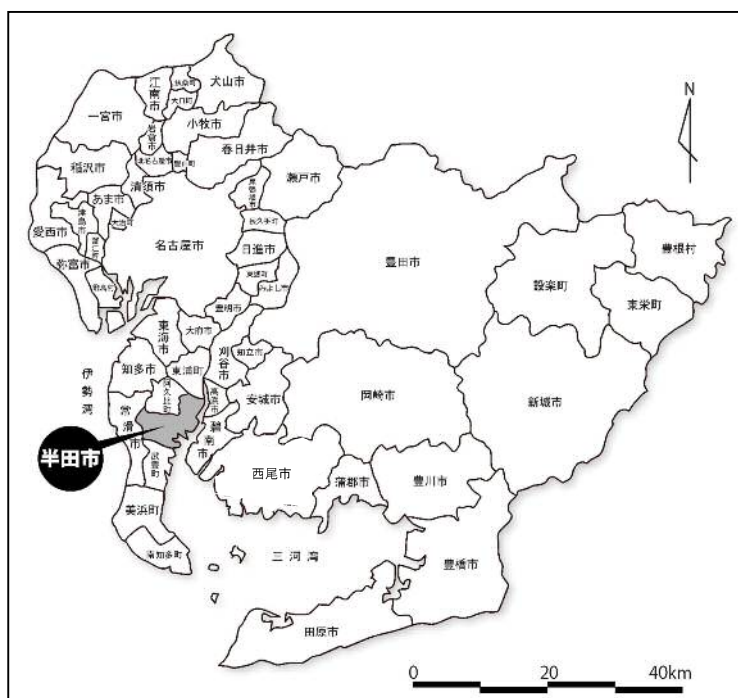
本章では、半田市の概況及び緑の現況を、緑の主な機能である「環境保全」「レクリエーション」「防災・減災」「景観形成」ごとに整理するとともに、市民の意向を反映したアンケートの結果を踏まえ、半田市が抱えている「緑の課題」を抽出します。



### 1. 都市の概況

#### [1] 広域的位置づけ

半田市は、名古屋市の南、伊勢湾と三河湾に挟まれた知多半島のほぼ中央に位置しています。中部国際空港へ連絡する知多横断道路や国土軸である東名高速道路・名神高速道路などへ連絡する知多半島道路、名鉄河和線・JR武豊線や重要港湾である衣浦港があり、交通の要衝となっています。また、愛知県知多総合庁舎・半田警察署を始めとした、知多半島における広域的な公共施設が集中しています。



## [2] 自然

### 2-1. 地形

本市の地形は、中央を南北に流れる阿久比川によって東西の丘陵地にわかれており、これらの丘陵地はさらに神戸川、稗田川により二分され、概ね4丘陵となっています。

丘陵には谷が多く、これらを堰き止めて設置されたため池がいたるところに見られます。谷には水田が開け、小高い場所は畑地や温室・酪農用地として利用されています。

### 2-2. 気候

本市の気候は、1年中雨の少ない瀬戸内海地方の気候に似ており、太平洋側でも特別な地域で「東海地方気候区」と名付けられています。南知多地域気象観測所の観測結果によれば、平成10年から平成19年までの10年間の平均気温は約15.6℃、平均年間降水量は約1,550mmとなっており、平均気温は上昇傾向にあります。



図1-1-1 半田市の年間降水量と平均気温

### 2-3. 動物

市内に生息する代表的な動物は、丘陵地でノウサギやイタチ、ため池ではホシハジロやハシビロガモなどのカモが見られます。

『愛知県レッドデータブック動物編(2009)』によれば、本市及びその周辺には希少種両生類2種、昆虫類1種、クモ類2種が生息するとされています。

外来種としては、ヌートリア、アカミミガメ、オオクチバスなどが確認されています。

### 2-4. 植物

本市では、森林(クロマツ、ヒサカキ)、シダ植物(ゼンマイ、ワラビ)、帰化植物(ブタクサ、セイヨウタンポポ)、湿地植物(モウセンゴケ、ヨシ)、水生植物(ガマ、クロモ)などを見ることが出来ます。

愛知県レッドデータブック植物編(2009)によれば、半田武豊地区には、キキョウ・アギナシ・ウンヌケなど15課24種の希少な植物が生息するとされています。

外来種では、市内全域でオオキンケイギクやアレチウリ、ため池ではホテイアオイなどが確認されています。



### [3] 都市公園

本市の都市公園<sup>1</sup>は117か所、約87.63haとなっています。このうち面積が1ha以上の都市公園は13か所あり、市西部に位置する半田運動公園が26.70haと最も大きく、次いで市北部に位置する七本木池公園が11.90haとなっています。

市民一人あたりの都市公園面積は7.38㎡/人であり、愛知県内市町村平均7.63㎡/人、全国市町村平均10.20㎡/人を下回っています。

(県・国のデータは平成26年度末、市のデータは平成28年4月1日現在のデータです。)

### [4] 都市公園以外の公園・緑地等施設

本市は都市公園のほか、港湾環境整備施設として3か所・約15.61ha、児童遊園6か所・約0.71ha、ちびっ子広場12か所・約0.97ha、合計21か所・約17.29haを有しています。

これらの施設は都市公園としての位置付けはございませんが、公園・緑地としての形態を成しています。これらを都市公園に含めて計算しますと、市民一人あたりの公園面積は8.84㎡/人となります。

---

<sup>1</sup> 都市公園：本計画における都市公園は、都市緑地を含み、供用開始済みを対象とする。なお、都市計画決定の有無は問わない。

番号	種別	名称	面積 (h a)
1	運動	半田運動公園	26.70
2	地区	雁宿公園	8.72
3	地区	任坊山公園	3.15
4	地区	みなと公園	5.96
5	地区	七本木池公園	11.90
6	近隣	乙川白山公園	1.02
7	近隣	花園公園	1.88
8	近隣	州の崎公園	2.06
9	近隣	青山公園	1.96
10	近隣	横川公園	1.11
11	近隣	にぎり池公園	1.96
12	近隣	乙川公園	1.00
13	街区	宮本公園	0.65
14	街区	三社公園	0.21
15	街区	亀崎公園	0.08
16	街区	成岩公園	0.18
17	街区	かねり山公園	0.23
18	街区	清城公園	0.22
19	街区	白山公園	0.31
20	街区	桐ヶ丘公園	0.33
21	街区	終公園	0.28
22	街区	ふじが丘公園	0.21
23	街区	高峯公園	0.24
24	街区	はさま公園	0.26
25	街区	星崎公園	0.25
26	街区	太田公園	0.24
27	街区	山方公園	0.25
28	街区	昭和公園	0.31
29	街区	六番公園	0.31
30	街区	池下公園	0.38
31	街区	東部公園	0.34
32	街区	瑞穂公園	0.96
33	街区	須賀田公園	0.15
34	街区	新宮公園	0.20
35	街区	山本公園	0.14
36	街区	稲荷公園	0.11
37	街区	新池公園	0.30
38	街区	大伝根公園	0.19
39	街区	長根公園	0.24
40	街区	新居公園	0.38
41	街区	二ツ坂公園	0.25
42	街区	山代公園	0.16
43	街区	坊ヶ峯公園	0.15
44	街区	蓮根公園	0.25
45	街区	のぞみが丘公園	0.42
46	街区	おおぼら公園	0.17
47	街区	修農公園	0.89
48	街区	平地公園	0.29
49	街区	こうせい公園	0.42
50	街区	おおまた公園	0.12
51	街区	高根南公園	0.15
52	街区	平地中央公園	0.10
53	街区	大池公園	0.13
54	街区	こしん公園	0.10
55	街区	向山公園	0.10
56	街区	向田公園	0.10
57	緑地	潮風の丘緑地	4.25
58	緑地	長泥緑地	0.92
59	緑地	矢勝川緑地	0.26

番号	種別	名称	面積 (h a)
60	緑地	ごんごろ緑地	0.18
61	街園	北峡街園	0.02
62	街園	西峡街園	0.02
63	街園	終西街園	0.05
64	街園	本城山街園	0.02
65	街園	中村街園	0.04
66	街園	宮路街園	0.05
67	街園	堀崎街園	0.02
68	街園	中午街園	0.02
69	街園	乙川駅西街園	0.04
70	街園	乙川八幡街園	0.02
71	街園	念仏坂街園	0.07
72	街園	北長根街園	0.01
73	街園	新居前街園	0.09
74	街園	西午新田街園	0.01
75	街園	西長根街園	0.02
76	街園	東古浜街園	0.05
77	街園	西古浜街園	0.13
78	街園	北大高山街園	0.01
79	街園	小坂街園	0.02
80	街園	大高街園	0.09
81	街園	岩滑東街園	0.01
82	街園	亀崎高根街園	0.05
83	街園	平地街園	0.01
84	街園	東中午街園	0.01
85	街園	乙川太田街園	0.04
86	街園	亀崎常盤街園	0.02
87	街園	旭街園	0.01
88	街園	亀崎北浦街園	0.01
89	街園	東天王街園	0.03
90	街園	住吉街園	0.02
91	街園	上浜街園	0.02
92	街園	亀崎相生街園	0.01
93	街園	阿原街園	0.01
94	街園	港本町街園	0.01
95	街園	亀崎月見街園	0.05
96	街園	亀崎西街園	0.02
97	街園	北中午街園	0.01
98	街園	郷後街園	0.03
99	街園	天神街園	0.02
100	街園	きりがおか小公園	0.09
101	街園	相賀街園	0.04
102	街区	高根中公園	0.03
103	街区	上池公園	0.09
104	街区	本町公園	0.05
105	街区	乙川駅前公園	0.08
106	街区	前田公園	0.07
107	街区	道池公園	0.32
108	街区	成岩東公園	0.06
109	街区	ときわ北公園	0.15
110	街区	大池北公園	0.02
111	街区	平地東公園	0.01
112	街区	成岩本町公園	0.10
113	街区	乙川高良公園	0.02
114	街区	高根北公園	0.16
115	街区	鴉根史跡公園	0.24
116	街区	上池北公園	0.03
117	街区	寺町公園	0.08
合計			87.61

(注) 本表の公園面積は、単位を ha 表示とし、小数点第3位を四捨五入している為、m<sup>2</sup>単位の合計とは多少の差があります。

都市公園以外の公園・緑地等施設  
(港湾環境整備施設・児童遊園・ちびっ子広場)

番号	種別	名称	面積 (h a)
1	港湾環境整備施設	亀崎海浜緑地	4.45
2		亀崎緑地	0.11
3		半田緑地	11.05
小計			15.61
1	児童遊園	新居児童遊園	0.12
2		亀崎県社児童遊園	0.08
3		岩滑児童遊園	0.32
4		新宮児童遊園	0.03
5		向山児童遊園	0.08
6		有脇児童遊園	0.08
小計			0.71
1	ちびっ子広場	山ノ神ちびっ子広場	0.05
2		住吉南ちびっ子広場	0.07
3		長根ちびっ子広場	0.04
4		庚申ちびっ子広場	0.11
5		住吉ちびっ子広場	0.12
6		大湯ちびっ子広場	0.08
7		彦洲ちびっ子広場	0.09
8		住吉ちびっ子広場	0.08
9		大松ちびっ子広場	0.02
10		有楽ちびっ子広場	0.18
11		美原ちびっ子広場	0.07
12		有楽北ちびっ子広場	0.06
小計			0.97
合計			17.29

(注) 本表の公園面積は、単位を ha 表示とし、小数点第3位を四捨五入している為、m<sup>2</sup>単位の合計とは多少の差があります。







# 都市公園等現況図

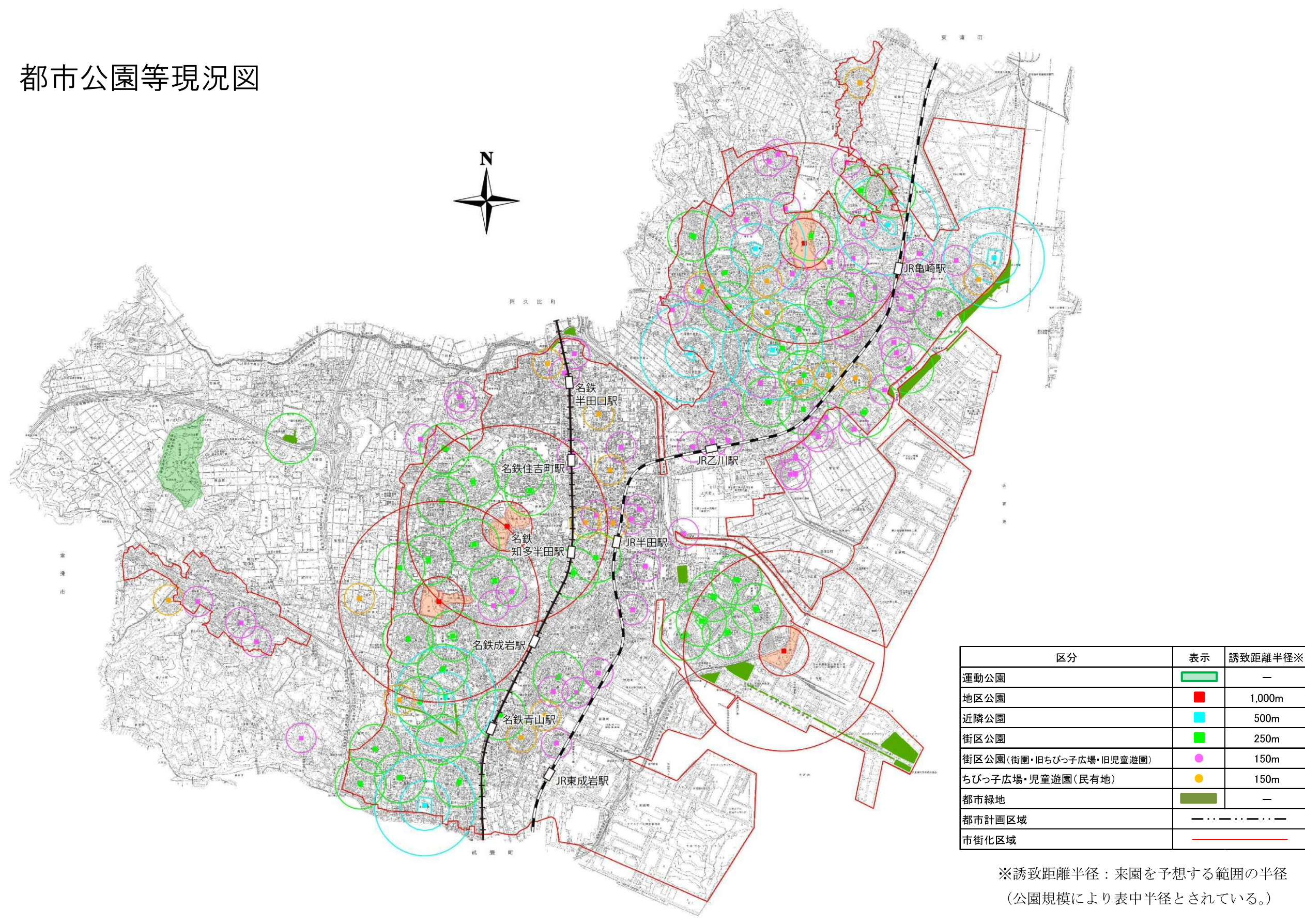


図1-1-2 都市公園等現況図



## 2. 緑の現況

### [1] 市域の緑地面積

表1のとおり、市域面積4,742haのうち1,123.8haが緑の面積であり、市全域での緑化面積は約24%となっています。そのうち、市街化区域(2,727ha)においては約7%が、市街化調整区域(1,997ha)においては46%が緑地面積となっています。

区分		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域		
		(ha)	(ha)	(ha)		
		(1)	(2)	(1)+(2)=(3)		
施設 緑 地	都市公園	60.04	27.59	87.63		
	公共施設緑地 <sup>1</sup>	45.27	14.31	59.58		
	民間施設緑地 <sup>2</sup>	62.47	3.89	66.36		
	施設緑地合計	167.78	45.79	213.57		
地域 制 緑 地	法 に よ る も の	自然保全地区	—	—	—	
		風致地区	—	—	—	
		生産緑地地区	6.25	—	6.25	
		そ の 他	自然公園地域	—	—	—
			自然環境保全地域	—	—	—
		法 に よ る も の	農振農用地区域	—	797.95	797.95
			保安林区域	—	9.10	9.10
			地域森林計画対象民有林	8.06	122.70	130.76
			河川区域	18.27	7.79	26.06
		の	史跡・名勝・天然記念物	—	—	—
	保存樹・保存樹林		—	—	—	
	その他法によるもの計		32.58	937.54	970.12	
	条例等によるもの		0.03	—	0.03	
	地域制緑地小計		32.61	937.54	970.15	
地域性緑地の重複		—	-38.94	-38.94		
地域制緑地合計		32.61	898.60	931.21		
施設・地域制緑地間の重複		-0.36	-20.53	-20.89		
緑地現況量総計		200.03	923.86	1123.89		

表1 平成26年度末における市内の緑地現況表

<sup>1</sup> 公共施設緑地：都市公園以外の公有地（学校、グラウンドなど）、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準ずる機能を持つ施設（児童遊園、ちびっ子広場、愛知県所有の港湾緑地など）

<sup>2</sup> 民間施設緑地：民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設（社寺、ゴルフ場等）





# 緑地現況図

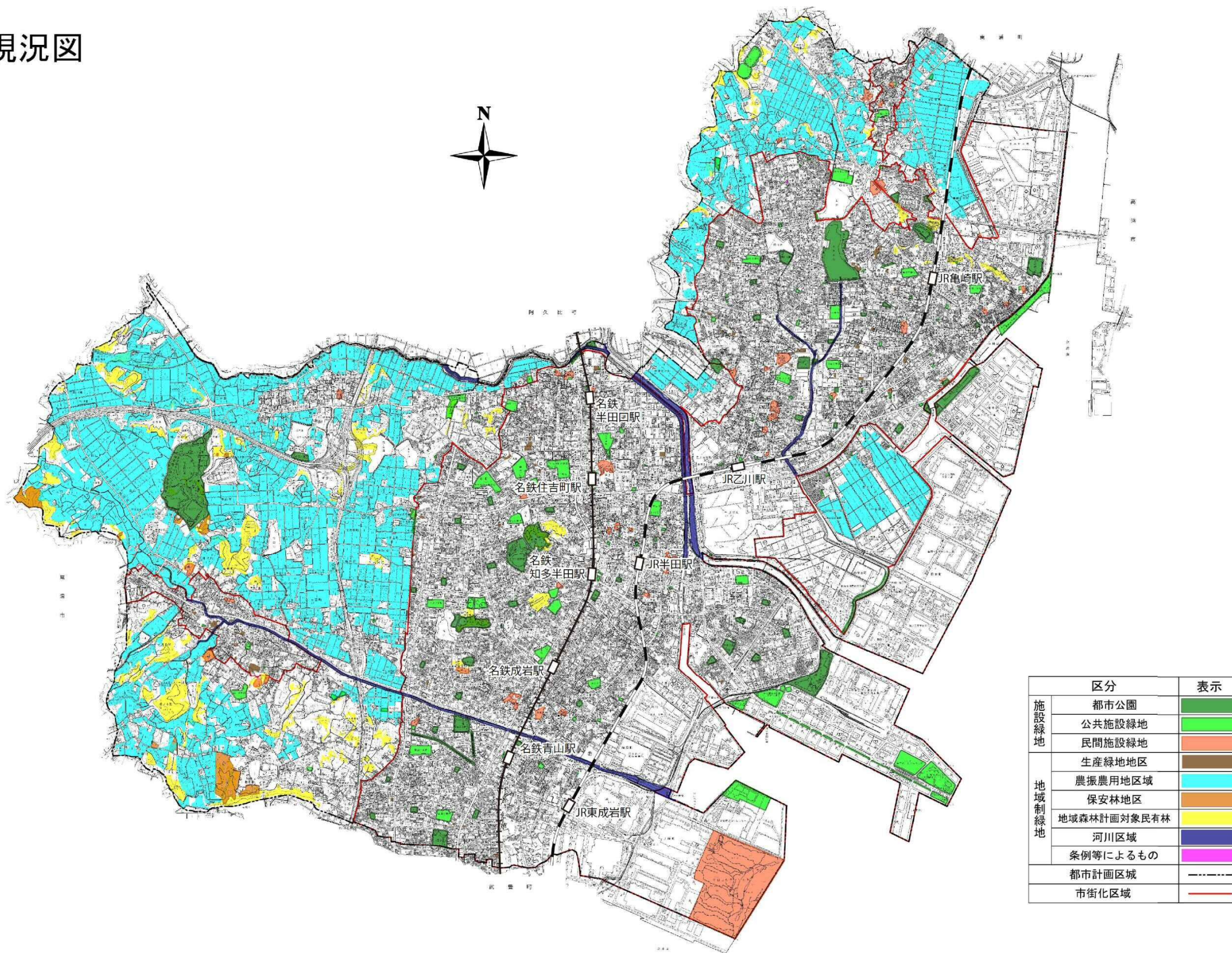


図 1-1-3 緑地現況図（平成 26 年度末時点）



### 3. 緑の主要機能についての分析・評価

緑は様々な機能を有しており、そのいずれにおいても良好なまちづくりの形成に多大な効果を発揮しています。本項では、「環境保全」「レクリエーション」「防災・減災」「景観形成」の4つの機能の視点から、本市が有している課題を整理します。

#### [1] 環境保全機能 ～住みやすいまちをつくる緑～

##### 【機能説明】

- 緑には、地球温暖化の主な原因とされている二酸化炭素を吸収し、ヒートアイランド現象を緩和する働きがあります。緑を適正に配置することにより、持続可能な循環型社会を構築することができ、暮らしやすいまちをつくることができます。
- 緑は様々な生物が生息・生育する環境を形成しています。緑を保全していくことで、生物の多様性を守り、生態系を保全することができます。

##### 【半田市の緑の特徴】

- 阿久比川を始めとした主要河川は、都市の骨格を形成する上で重要な自然特性です。
- 市街地内には、樹林地、多くの社寺、雁宿公園や任坊山公園などに豊かな緑が残されており、阿久比川や神戸川などの河川とともに、生物にとって重要な生息環境となっています。また、平成27年4月に供用を開始した七本木池公園は、親水性を意識した地区公園であり、貴重な植生に触れたり野鳥観察をしたりすることができる場となっています。
- 生産緑地を始めとした市街地周辺の優良な農地は、市街地内における貴重な緑であり、様々な生物の生態系の保全に貢献しています。



図 1-1-4 七本木池公園

##### 【課題】

- **市街地の進展に伴う緑地・水辺環境の減少に対する処置**  
市街地の整備などにより宅地が増加し、緑地や良好な水辺環境が減少しています。自然環境を支え、市民に身近な自然を提供していた農地についても減少傾向にあり、自然の潤いを求めることができる空間を必要としています。
- **親水空間の保全・整備・活用**  
河川やため池、農地についても、都市を形成する重要な自然環境と捉え、緑や水と親しめる空間の整備、農地の保全・活用を推進すべきと言えます。市民が気軽に自然とふれあえる水辺空間



間の整備を進める必要があります。

- **社寺境内地の保全**

市内の社寺境内地には、指定文化財を有している場所・伝統的行事を行う場所が多々あり、本市の自然特性を有する緑地であるため、適切に保全していく必要があります。

- **生産緑地の指定解除に伴う対応指針の検討**

本市における生産緑地は、平成34年12月4日に指定日から30年が経過し、行為制限の解除が可能になります。そのため、行政は買取申し出のあった場合、公園緑地利用など適切な対応をする必要があります。

## [2] レクリエーション機能 ～活力を高め、健康をつくる緑～

### 【機能説明】

- 緑の拠点となる都市公園は、スポーツや利用者同士の交流、自然とのふれあいを提供する場となっており、市民生活に活力をもたらしています。
- 緑に囲まれた心地よいオープンスペースを整備することにより、自然環境の中で活動する機会が増え、心に潤いを与えるとともに、健康増進へとつながります。

### 【半田市の緑の特徴】

- 地区公園である雁宿公園・任坊山公園は、市街地の中心地にありながら豊富な緑を維持・保全しており、市民の心に潤いを与えています。
- 都市公園のうち、半田運動公園・雁宿公園・州の崎公園・花園公園・青山公園・瑞穂公園・修農公園はグラウンドを有し、野球やソフトボール、サッカー、陸上、グラウンドゴルフなど様々なスポーツに活用されており、市民の交流の場となっています。



図 1-1-5 半田運動公園

### 【課題】

- **都市公園の適正な整備**

平成28年4月1日現在の当市の都市公園・緑地面積は、市民1人当たり7.38㎡/人であり、総合計画の中間目標値（平成27年：7.00㎡/人）を達成していますが、愛知県内市町村平均（7.63㎡/人）・全国市町村平均（10.20㎡/人）を下回っています。そのため、新たな目標値を定め、緑のネットワークの拠点となる都市公園の整備を検討していく必要があります。

- **公園施設の老朽化に対する処置**

市内には整備後30年以上が経過している公園が多数あります。それに伴い、公園施設（遊具やベンチ、トイレ、照明など）も同時に老朽化しており、その安全管理には十分配慮する必要があります。

あります。誰もが足を運びたくなるような環境をつくり、今後も維持していくために、定期的に公園を点検し、公園施設を適正に修繕・改修していくことが求められます。

### [3] 防災・減災機能 ～安心して暮らせるまちをつくる緑～

#### 【機能説明】

- 都市公園やその他のオープンスペースは避難場所として、街路樹の配置された道路や緑道は火災の延焼を防止する等、防災上においても緑は重要な役割を担っています。
- 樹林地や河川を適正に管理することで、洪水等による水の氾濫を防ぎ、自然災害を防止することができます。

#### 【半田市の緑の特徴】

- 半田市地域防災計画において、大規模災害発生時における市民の避難場所として4か所の広域避難場所（いずれも地区・近隣公園）、43か所の避難所（就寝可能な収容施設）、17か所の応急仮設住宅設置場所（都市公園を始めとした公共施設）を設けています。
- 半田市は「炊き出しベンチ」や「マンホールトイレ」等が設置されている公園もあります。
- 森林法に基づく保安林（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林）が、約9.10ha指定を受けています。

No.	場 所	所 在 地
1	州の崎公園	州の崎町 2-131
2	乙川白山公園	乙川源内林町 1丁目 43
3	雁宿公園	雁宿町 3丁目204-1
4	花園公園	花園町 5丁目 12-1

広域避難場所

No.	場 所	収容可 能人数	所 在 地	避 難 地 区
1	亀崎小学校（体育館）	720	亀崎月見町 3丁目 10	亀崎 1区、4区～6区、 亀崎中区
2	亀崎中学校（体育館）	790	亀崎高根町 5丁目 40	亀崎 1区、4区～6区、 高根区
3	亀崎公民館	390	亀崎町 7丁目 96 -1	亀崎 1区、4区～6区、 亀崎中区
4	有脇公民館 有脇小学校（体育館）	310 400	有脇町 5丁目 1-1	有脇 1区、2区
5	乙川公民館	300	乙川西ノ宮町 3丁目59-1	乙川 1区～5区
6	乙川中学校（体育館）	1,090	大池町 3丁目 1	乙川 4区、大池区、 乙川 7区、横川区
7	上池公民館	100	上池町 5丁目 43 -5	大矢地区、上池区
8	横川小学校（体育館）	750	大伝根町 1丁目 11 -1	乙川 7区、横川区、 大矢知区、上池区
9	乙川小学校（体育館）	730	乙川北側町 1丁目 1	乙川 1区～5区、 乙川東区
10	新居区民館（本館）	180	新居町 2丁目 63	向山区、新居区
11	平地公民館	160	平地町 2丁目 50 -1	平地 1区、2区
12	高根保育園	420	平地町 5丁目 30 -2	高根区、平地 1区
13	乙川東小学校（体育館）	627	花田町 3丁目 1	平地 1区、2区、向山区
14	半田東高等学校（体育館）	1,070	西生見町 30	有脇 1区、2区、上池区、 大矢知区
15	修農公民館	190	平井町 7丁目 43	半田 1区
16	半田中学校（体育館）	1,260	岩滑東町 5丁目 80	岩滑区、住吉区
17	岩滑公民館	120	岩滑中町 5丁目 20	岩滑区
18	岩滑小学校（体育館）	750	岩滑高山町 5丁目 55	半田 1区、岩滑区
19	半田高等学校（体育館）	1,520	出口町 1丁目 30	岩滑区、住吉区
20	半田農業高等学校（体育館）	660	柗町 1丁目 1	岩滑区、住吉区
21	半田工業高等学校（体育館）	1,210	柗町 3丁目 1	岩滑区、住吉区
22	雁宿小学校（体育館）	720	清城町 1丁目 5-2	住吉区
23	雁宿ホール（視聴覚室 を除く2階の各部屋）	1420	雁宿町 1丁目 22 -1	住吉区、半田西区、 協和区
24	半田小学校（体育館）	1,000	勘内町 1	住吉区、半田北区、半田中区、 中村区、半田南区
25	さくら小学校（体育館）	720	東洋町 1丁目 12 -1	半田中区、中村区、半田南区、 半田東区、瑞穂区、半田泉住区
26	半田商業高等学校（体育館）	1,200	白山町 2丁目 30	協和区
27	協和公民館	310	白山町 4丁目 122	協和区
28	成岩中学校（成岩ウイング）	560	昭和町 3丁目 8	西成岩区、成岩 4区
29	協和区民館	143	協和町 2丁目 112	協和区
30	板山公民館	240	板山町 1丁目 100-11	板山区
31	板山小学校（体育館）	730	四方木町 37 -1	板山区、鴻ノ松板山区、 鶯根区
32	西成岩公民館	240	宮木町 4丁目 106-8	西宮区、成岩西宮区
33	宮池小学校（体育館）	850	南二ツ坂町 2丁目 1-1	西宮区、成岩西宮区、 成岩 4区、協和区
34	青山中学校（体育館）	980	青山 5丁目 6-1	鶯根区、西成岩区、 成岩 3区
35	青山記念武道館	1,000	青山2丁目1-2	西成岩区、成岩 3区
36	神戸公民館	220	花園町 1丁目 12 -2	成岩 3区
37	花園小学校（体育館）	865	花園町 3丁目 5-1	成岩 3区
38	成岩小学校（体育館）	850	成岩木町2丁目1	成岩 4区、協和区
39	成岩公民館	250	成岩木町4丁目5	成岩 4区、協和区
40	住吉公民館	130	堀崎町1丁目30	住吉区、半田西区
41	瑞穂記念館	150	瑞穂町 3丁目 1-6	瑞穂区
42	西成岩区民館	120	東郷町 2丁目 104104	西成岩区
43	日本福祉大学半田キャンパス コミュニティセンター棟	250	東生見町 26 -2	有脇 1区、2区
計		26,695		

### 避難所

応急仮設住宅					
NO.	名称	所在地	面積 (ha)	有効面積 (ha)	建設可能戸数 (戸)
1	雁宿公園	雁宿町 3-204 -1	8.7	0.17	24
2	任坊山公園	南二ツ坂町 1-10	8.6	0.18	40
3	花園公園	花園町 5-12 -1	1.8	0.61	77
4	横川公園	横川町 3-202 -1	1.1	0.45	56
5	宮本公園	宮本町 4-15	0.76	0.31	41
6	桐ヶ丘公園	桐ヶ丘 3-8	0.33	0.1	12
7	高峯公園	花園町 4-13 -1	0.24	0.11	18
8	星崎公園	星崎町 2-204	0.25	0.1	12
9	半田球場	雁宿町 2-1	2.65	1.17	177
10	修農公園	平井町 5-64	0.78	0.47	72
11	半田運動公園 (多目的グラウンド)	池田町 3-1-1	26.7	1.83	276
12	〃 (芝生広場)			0.13	44
13	〃 (第2駐車場)			0.27	38
14	北部グラウンド	石塚町 3-1	8.47	2.25	347
15	君ヶ橋住宅跡地	新野町 8-1・2 11 -1・4・5	1	0.67	108
16	図書館・博物館駐車場 駐車場	桐ヶ丘 4-20 7-1~ 10	0.18	0.18	45
17	市営プール跡地	雁宿町 3-206 -2	0.52	0.45	64
合計				9.45	1,451

### 応急仮設住宅設置場



炊き出しベンチ・マンホールトイレ設置場所				
No.	種類	設置数	場所	所在地
1	炊き出しベンチ	2	乙川公園	乙川太田町1丁目28
2	マンホールトイレ	5	雁宿公園	雁宿町3丁目204-1
3		5	七本木池公園	一本木町3丁目107
4		5	こうせい公園	更生町1丁目126

図1-1-6 乙川公園（炊き出しベンチ・マンホールトイレ）

#### 【課題】 <災害に強い緑の配置>

大規模な公園は、災害時における防災拠点としての機能も有しています。公共施設の配置状況を鑑み、避難場所の不足が予想される場所にあつては、適切に防災公園を配置していく必要があります。

#### <保安林の保全>

土砂災害を未然に防ぐ土地保全機能を有している保安林は減少傾向にあります。災害に強いまちをつくるために不可欠であるため、適切に保全していく必要があります。

## [4] 景観形成機能 ～美しいまちを形づくる緑～

### 【機能説明】

- 良好な都市景観を演出するものとして、緑の機能は不可欠です。都市のシンボルや市街地における背景となり、良好な景観の骨格をつくります。
- 「緑のネットワーク<sup>1)</sup>」を都市景観の構成要素として捉えることにより、潤いや安らぎ、風格を感じられる景観づくりが推進できます。

### 【半田市の特徴】

- 『半田市ふるさと景観計画』の中で「美しい水辺と豊かな緑に囲まれた伝統・歴史・文化が織りなす景観まちづくり」をテーマに掲げており、緑を景観形成における重要な要素として取り上げています。
- 『半田市ふるさと景観計画』において3箇所の景観形成重点地区を設定することにより、建築行為などの景観に影響を及ぼす行為を制限し、民有地緑化を奨励する等、景観資源としての緑の保存に努めています。



図 1-1-7 景観形成重点地区（左から亀崎地区・半田運河地区・岩滑地区）

### 【課題】

- **歴史的建造物と緑の調和**  
市固有の誇るべき歴史的建造物や、民家や社屋を始めとした既存の建造物と緑との調和を意識し、山車・蔵・南吉・赤レンガなどの本市の観光資源と調和した「半田市らしい」良好な景観を形成することが求められています。
- **緑のネットワークの強化**  
民有地はもちろん、民有地における緑化やポケットパークの整備等により、緑のネットワークの強化を推進していく必要があります。
- **景観意識の啓発・イメージの共有**  
良好な景観形成には、様々な立場の人の景観イメージの共有が不可欠です。皆が景観意識を高く持ち、一人ひとりが良好な景観形成に寄与する必要があります。

<sup>1</sup> 緑のネットワーク：幹線道路の街路樹や河川の緑、公園等の緑が相互に結び付けられ、水や緑のつながりを感じられる空間。

## 4. 市民意向の把握

今後の半田市の緑の環境づくりに活かしていくために、下記概要のとおり緑に関するアンケート調査を行いました。

本アンケートは3部構成となっており、「1. 緑の環境に対する印象・お考え等について」では今後の将来像について、「2. 協働による緑の環境づくりについて」では今後の緑の環境づくりにおける市民ニーズ及び行政が実施すべき取組（支援）について、「3. 自由記述」では設問にとられない幅広い意見を広聴するための設問としました。

なお、アンケートの設問及びそれぞれの設問に対する集計結果は「資料編」にて記載しております。

### [1] アンケート概要

調査対象	半田市在住の18歳以上の方の中から3,000名を無作為に抽出
調査方法	アンケート用紙兼回答用紙を同封した封筒を送付し、回答用紙を返信郵便にて回収
調査期間	平成26年9月6日～平成26年9月26日
回答結果	回答数908件（有効回答率30.3%）

### [2] 調査結果

#### 1. 市民が求める緑の将来像について

お住まいの緑についての満足度の結果は、図1-1-8の通り約4割が「満足している」、約3割が「満足していない」という結果になりました（1. 問1）。

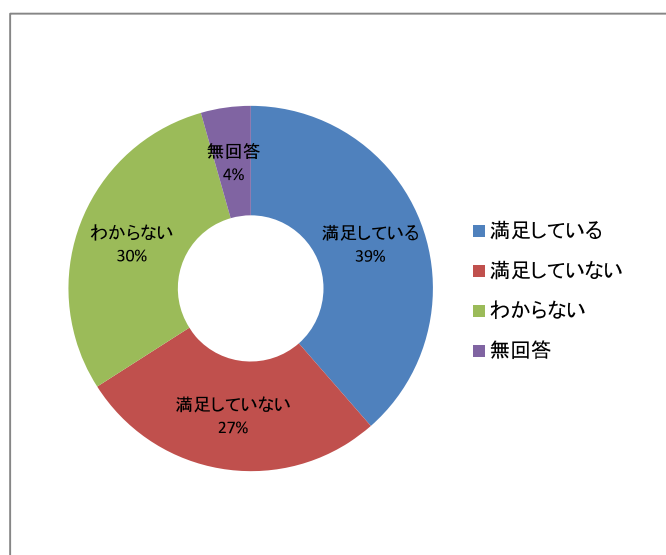


図1-1-8 1. 問1 緑の満足度調査の結果



また、図 1-1-9 及び図 1-1-10 に示すように、満足している理由（1. 問2）は「公園や街路樹などが多いから」、一方満足していない理由（1. 問3）は「公園・街路樹が少ないから」という回答が最も多いという結果になりました。公園や街路樹の配置は地域による差異があり、場所によっては「大きな公園や遊具が充実した公園がない」「街路樹の整備が不十分」である場所もあります。今後はそうした地域による差異を極力解消し、「どこにいても緑を感じられるまち」にしていきたいと思います。

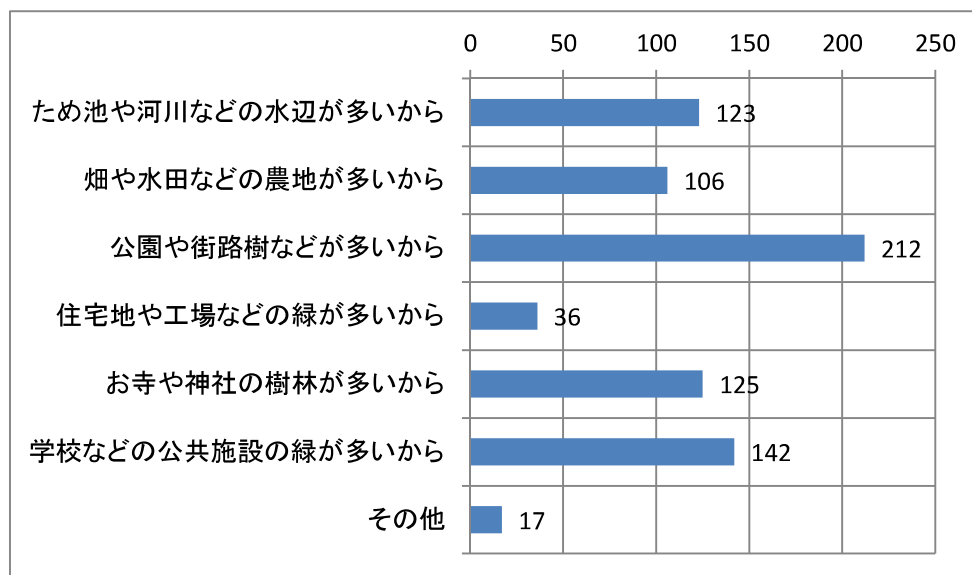


図 1-1-9 1. 問2 満足している理由

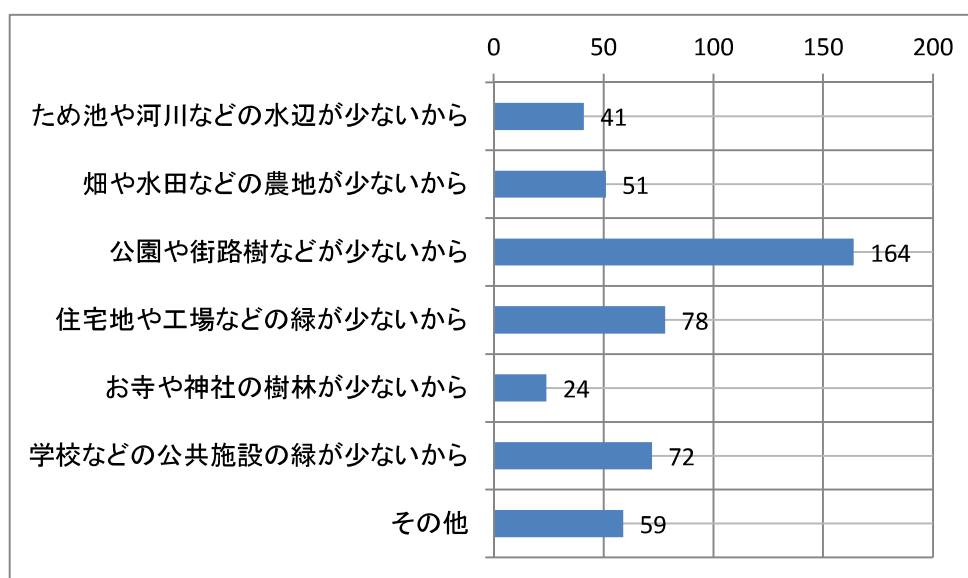


図 1-1-10 1. 問3 満足していない理由

また、図 1-1-11 及び図 1-1-12 に示すように、「満足している」と答えた回答者及び「満足していない」と答えた回答者の求める「緑の空間」（1. 問5）は、共に①「公園などをつないで散歩やサイクリングが楽しめる空間」、②「四季折々の花や緑などにより季節を感じられる空間」、③「子どもたちがわくわくしながら楽しめる遊びの空間」、であることがわかりました。

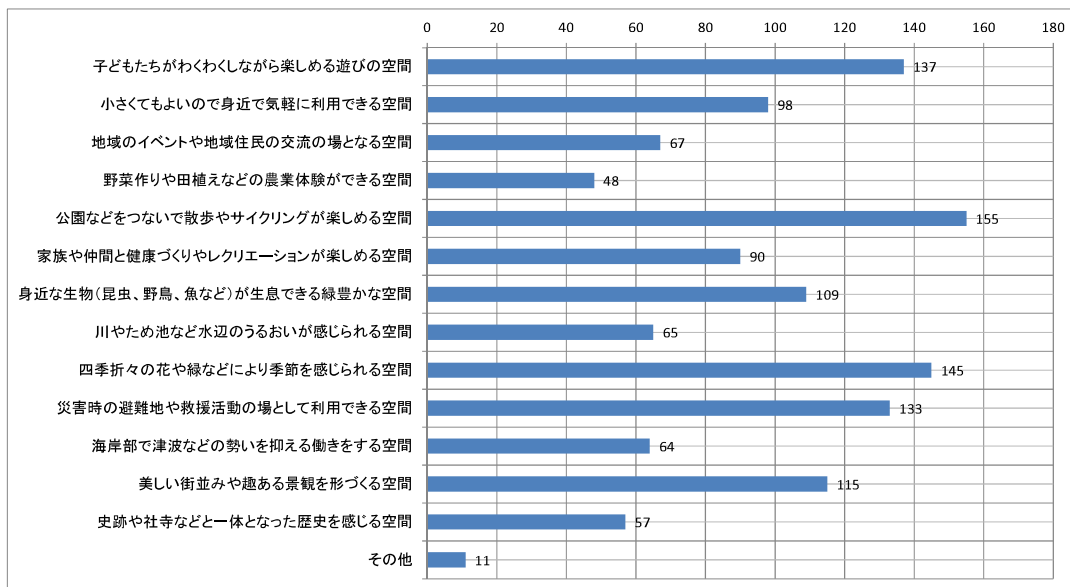


図 1-1-11 「満足している」と答えた回答者が求める緑の空間

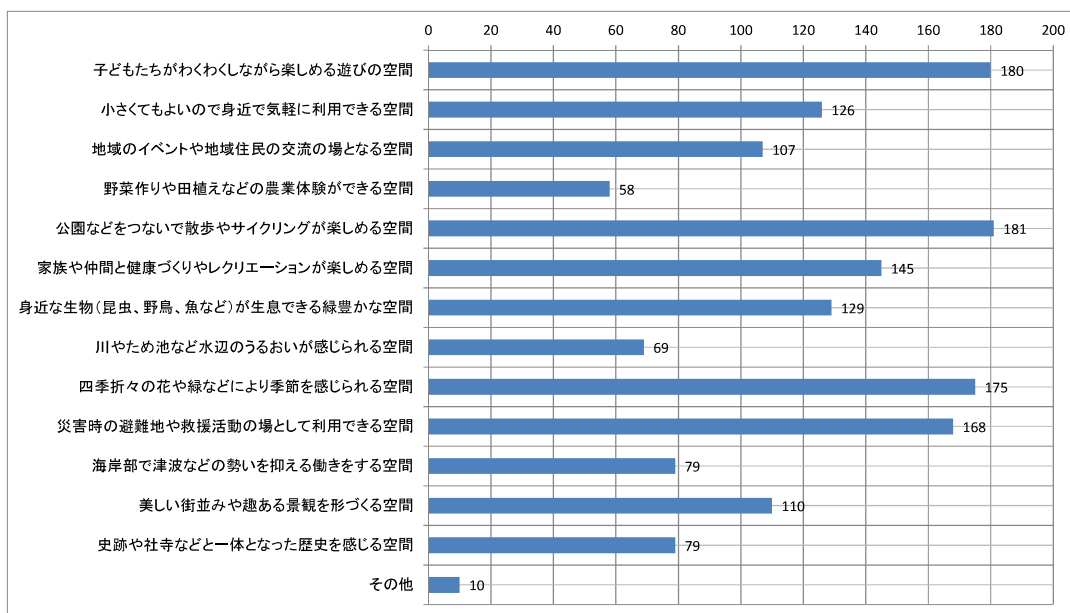


図 1-1-12 「満足していない」と答えた回答者が求める緑の空間

なお、1. 問2 及び問3 における自由記述（「その他」項目）についての主な意見は、「満足している」と答えた回答者については、④「自宅のまわり（私有地における生垣や庭）に緑が多い」、「満足していない」と答えた回答者については、⑤「公園や街路樹などの管理不足」というものでした。

「緑の保全についてどのように考えるべきか」（1. 問6）については、約4割の方が「積極的に緑を保全し、さらに増やしていくべきである」、約5割の方が「少なくとも現状を維持していく必要がある」と答えており、9割の方が緑の必要性を感じていることがわかりました。

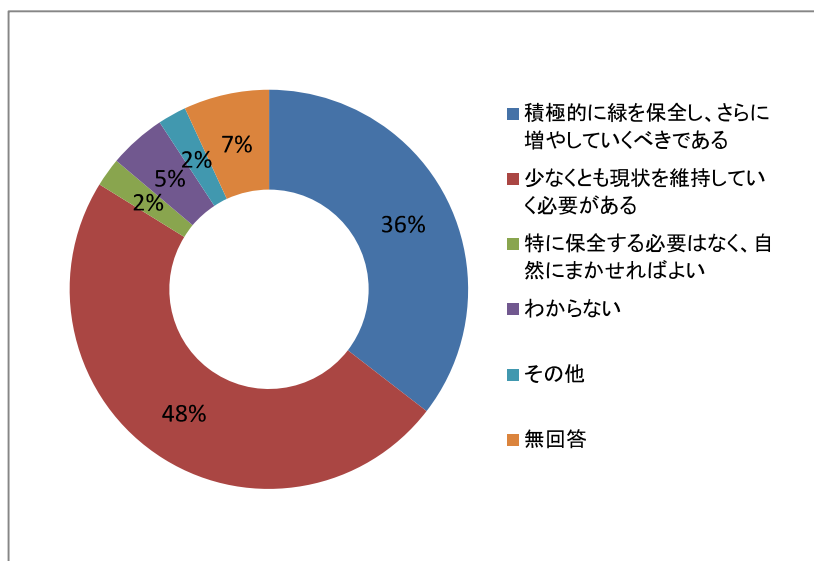


図1-1-13 1. 問6 緑の保全についての考え方

～「市民が求める緑の将来像」についてのまとめ～

- ① 緑を感じながら安心して歩ける道路の整備
- ② わくわくしながら楽しめる公園の機能の充実
- ③ 季節感があふれるまちづくり
- ④ 身近な場所（民有地）の緑化
- ⑤ 緑の適切な維持管理

## 2. 緑の環境づくりにおいて行政に求められる対応について

緑に関する活動への関心度は、2. 問1のとおり「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせると5割を超え、「あまり関心がない」「全く関心がない」を合わせた層の割合を大きく上回りました。

図1-1-15及び図1-1-16のとおり緑の満足度（1. 問1）別の関心度を集計したところ、回答の分布に差は見られず、満足・不満足にかかわらず過半数の方が緑について関心を持っていることがわかりました。

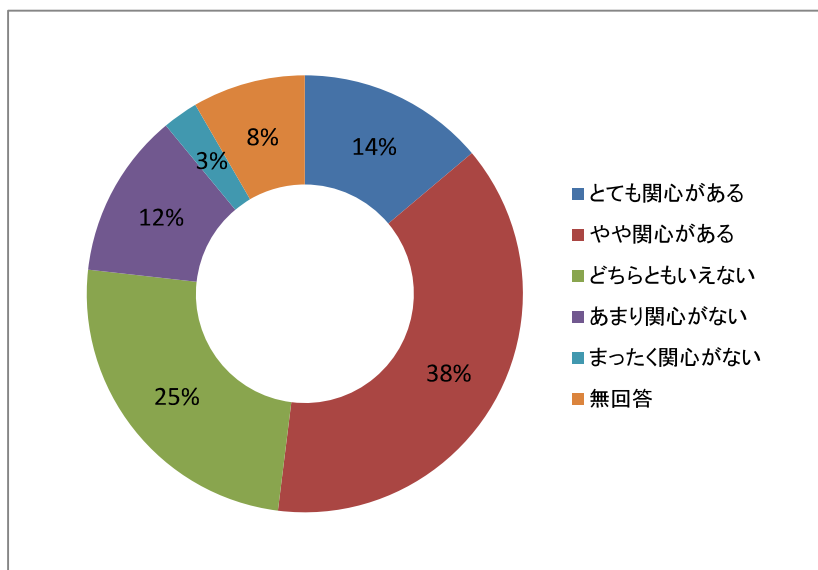


図 1-1-14 2. 問1 緑の関心度調査の結果

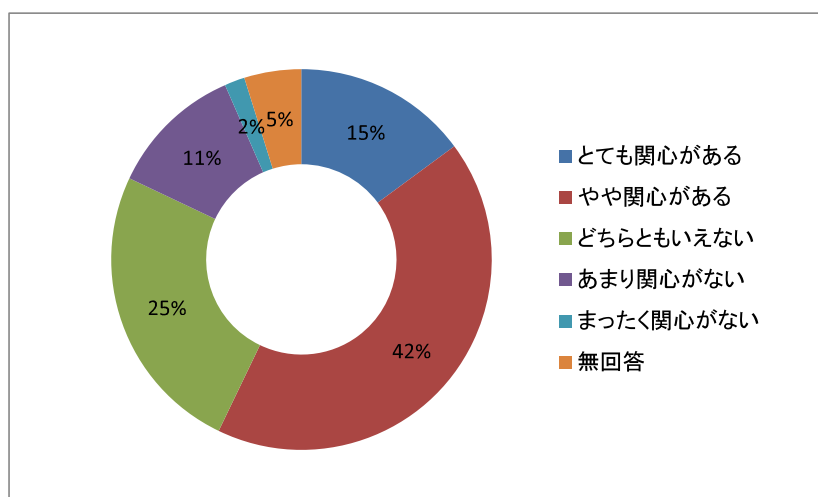


図 1-1-15 満足していると答えた回答者の緑の関心度調査の結果

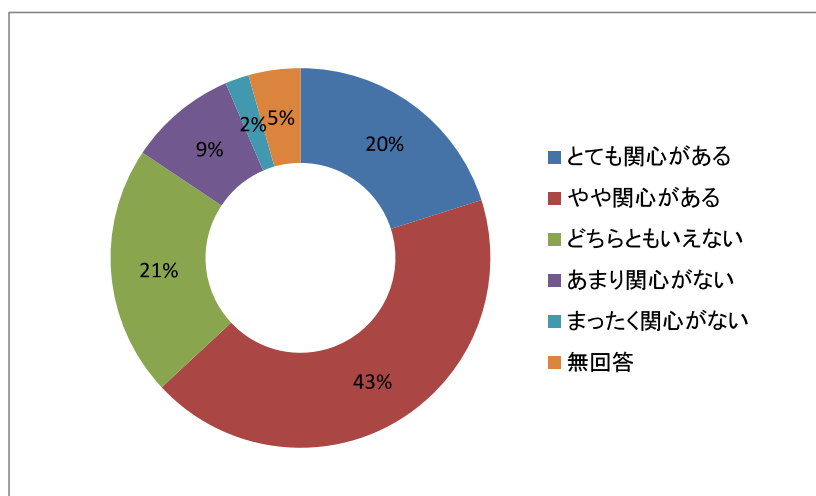


図 1-1-16 満足していないと答えた回答者の緑の関心度調査の結果

緑の活動については、2. 問2に示すように、現状は「住宅の緑化（庭やベランダを花で飾る、屋上や塀を緑化する等）」が、これから行いたい活動は「住宅の緑化（庭やベランダを花で飾る、屋上や塀を緑化する等）」「家庭菜園などでの野菜の栽培」「公園や街路樹・歩道の除草、清掃、花の世話」にそれぞれまとまった数の意見があり、自宅近辺の「身近な緑」を活動の場とすることに興味・関心を持っていることがわかりました。

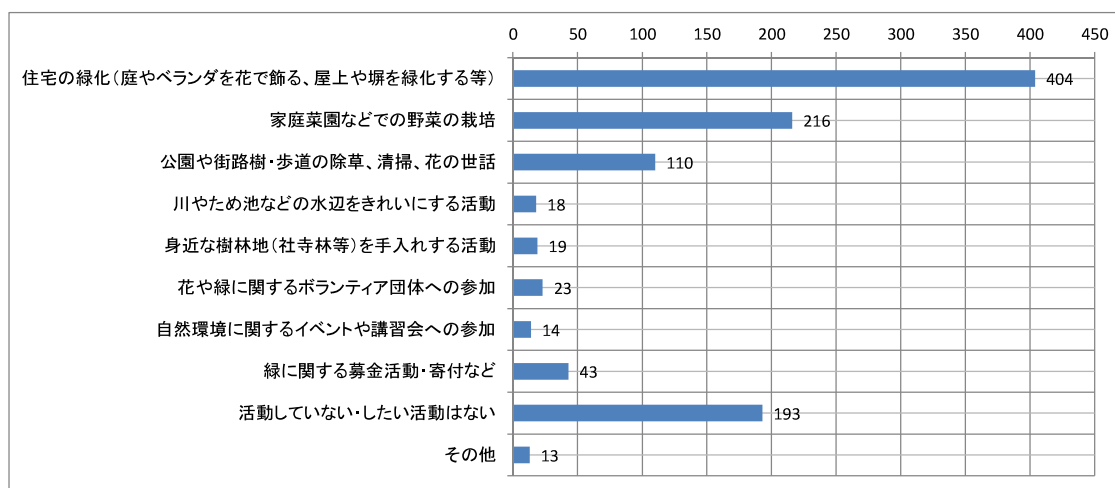


図 1-1-17 2. 問2 花や緑に関する「現状」の活動

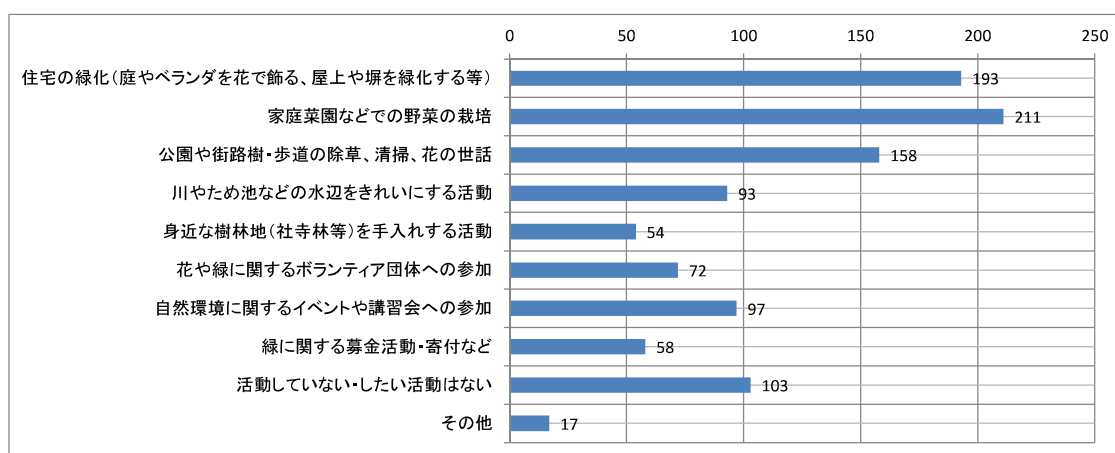


図 1-1-18 2. 問2 花や緑に関する「これから行いたい」活動

また、「緑の環境づくりをどのように行うべきか（主体）」についての設問（2. 問3）においては、市民・行政どちらかが行うものではなく、何らかの形で緑の環境づくりに携わることを望んでいることがわかりました。

本設問についても緑の満足度別に「緑の環境づくりをどのように行うべきか（主体）」を集計しましたが、図 1-1-20 及び図 1-1-21 のとおりそれぞれの割合における顕著な違いは見られませんでした。

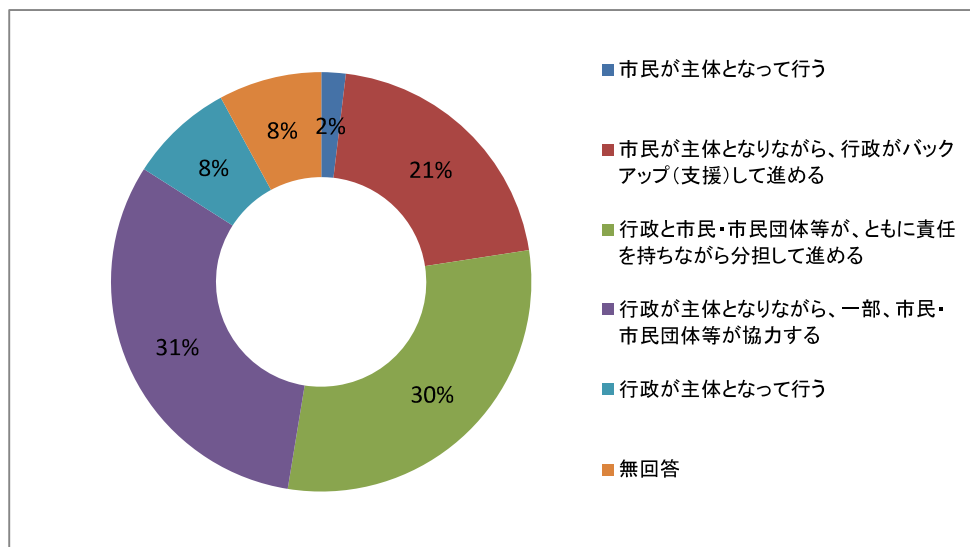


図1-1-19 2. 問3 緑の環境づくりをどのように行うべきか

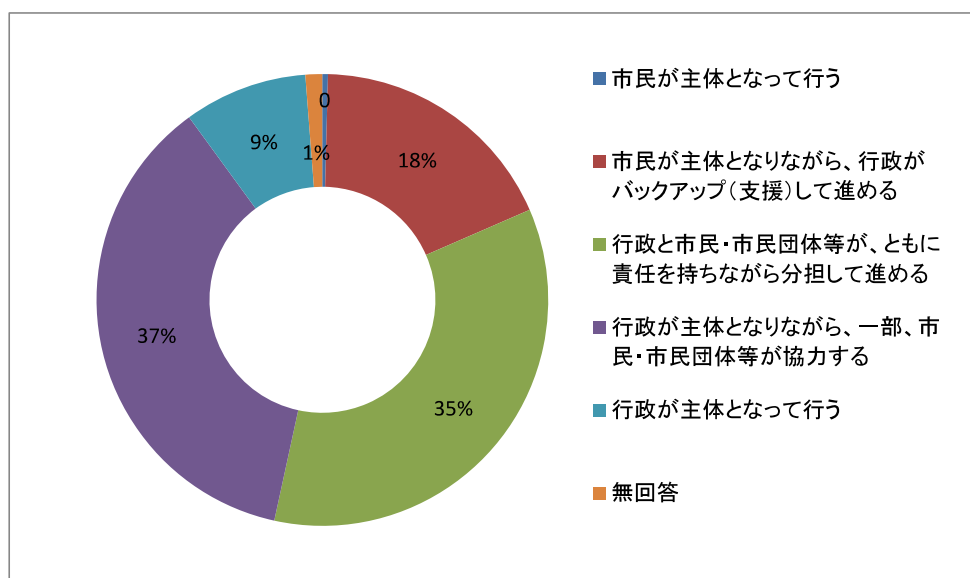


図1-1-20 満足していると答えた回答者の緑の環境づくりの主体

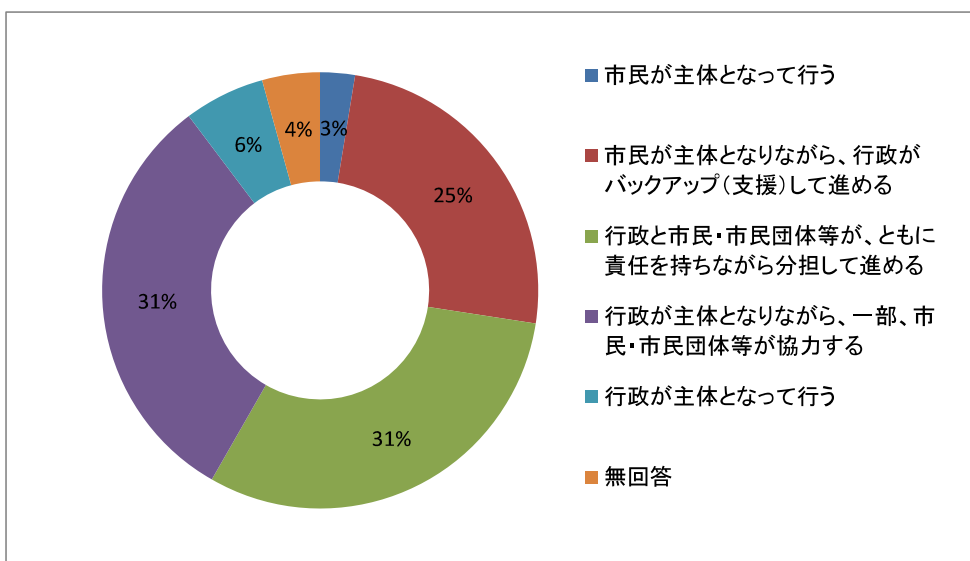


図1-1-21 満足していないと答えた回答者の緑の環境づくり主体



「緑の環境づくりにかかわるために求める支援」（2. 問4）については、図1-1-22のとおり「幼児や小・中学校など子供たちが参加できる機会づくり」「活動のための助成金等の経済的支援」「花や緑に関する市民活動の情報提供」が求められていることがわかりました。

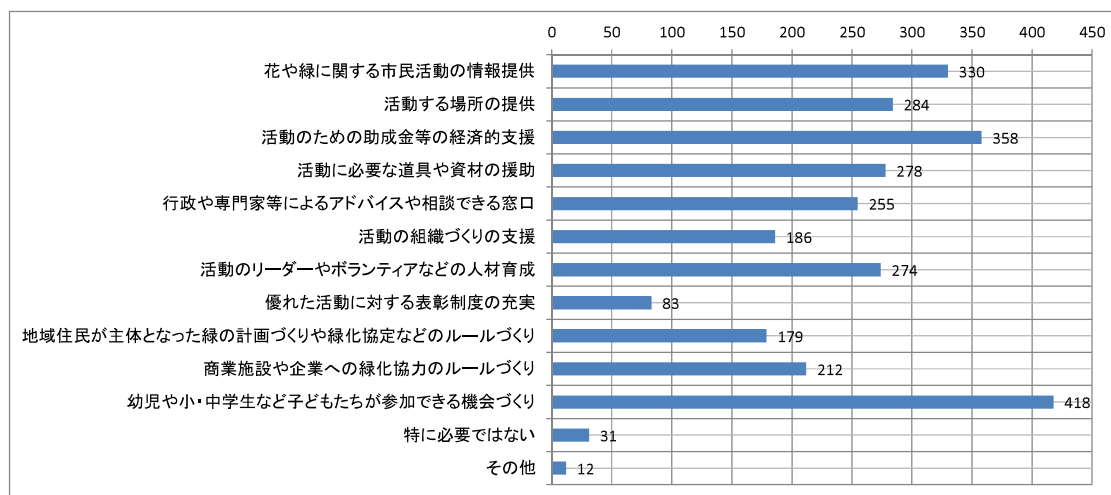


図1-1-22 2. 問4 緑の環境づくりにかかわるために必要な支援

～「緑の環境づくりにおいて行政に求められる対応」についてのまとめ～

- ① 身近な緑を管理するための費用助成
- ② 緑についての市民活動を広報する媒体の整備
- ③ 子どもが緑の環境づくりに参加できる機会の創出

### 3. 緑に関する自由記述について

主な意見は、下記のとおりです。

#### 〔魅力的な公園づくり〕

- 雁宿公園を、花見の時期だけでなく常時人が集まる魅力的な場所に整備すべき
- 安心して公園で遊べるよう、(木を間引きする等して) 防犯対策をすべき
- (市外から遊びに来るような) 子どもからお年寄りまで楽しめる公園を整備して欲しい
- 里山を残した環境整備を行ってほしい(虫採り・花摘み・散歩等ができる空間が減っている)

#### 〔主体者ごとに取り組むべきことの把握〕

- 公園や街路に植える樹木を花が咲くものにする・花を植える(花壇を整備するなど)
- 緑のあるところにはゴミや動物の糞が捨てられているため、マナーの啓発をすべき
- 木は大きくなるものなので、成長後の大きさを考え、植える場所に合ったものを植え、視界等を遮ることのないようにすべき
- 整備した後のメンテナンスのことを十分に考えて、維持管理に力を入れてほしい
- 私有地の草の管理を指導すべき(条例で取り締まる等)
- 最終的には地域住民が主体となった活動が望ましいが、まずは行政(長期に携われる緑のエキスパートの育成等)・専門家による支援や活動を応援する体制が必要。行政と地域住民とのコミュニケーションの場を設け、よく検討すべき
- 「自分の住んでいる町だから自分たちで」という意識を根付かせることが必要。地域住民同士の連携は、他の分野でも役に立つ
- 高齢化が進行しているため、なんでも「市民協力」ではなく、行政主導で積極的に動いてほしい

#### 〔市民・事業者への緑化意識の啓発〕

- 若い世代を刺激する事業・イベント等の開催
- 花の種・苗を配布し、緑化を推進する
- 矢勝川を守る会、半田運河の会のように、市民の中から生じる活動がもっと盛り上がればいいと思う
- 昔より自然とふれあう機会が少なくなっていると思うので、学校等での緑化推進が必要。親子で学べる場があってもいい

#### ～「緑に関する自由記述」についてのまとめ～

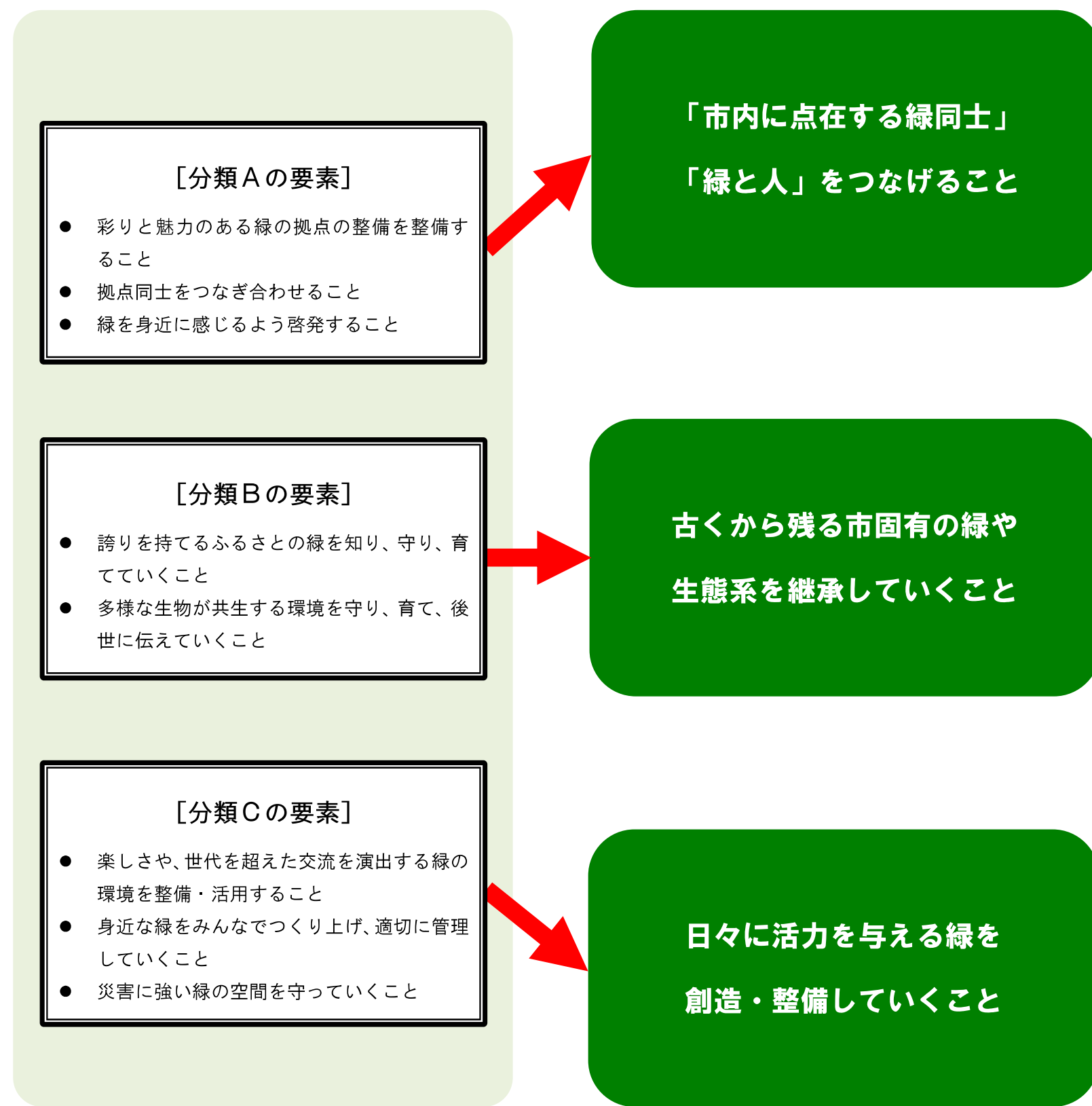
- ① 世代・居住地を超えて人が集まる、魅力的な公園を整備すること
- ② 市民・行政それぞれの責務を意識し、彩りあるまちをつくること
- ③ 若年層の緑化意識を育むこと



## 5. 緑の課題

前項で抽出した内容を踏まえ、機能ごとの課題を下記のとおり整理し、半田市の緑の課題をまとめます。

機能ごとの課題		課題の分類			
環境保全	1	市街地整備に伴う緑地・水辺環境の減少に対する処置	A	B	C
	2	親水空間の保全・整備・活用	A	B	—
	3	社寺境内地の保全	A	B	—
	4	生産緑地の指定解除に伴う対応指針の検討	A	—	—
レクリエーション	5	都市公園の適正な配置	A	—	—
	6	公園施設の老朽化に対する処置	—	—	C
防災・減災	7	災害に強い緑の配置	—	—	C
	8	保安林の保全	—	—	C
景観形成	9	歴史的建造物と緑の調和	—	B	C
	10	緑のネットワークの強化	A	B	—
	11	景観意識の啓発・イメージの共有	A	B	—
市民意向	12	緑を感じながら安心して歩ける道路の整備	A	—	—
	13	わくわくしながら楽しめる公園の機能の充実	—	—	C
	14	季節感があふれるまちづくり	—	—	C
	15	身近な場所（民有地）の緑化	—	—	C
	16	緑の適切な維持管理	—	—	C
	17	身近な緑を管理するための費用助成	—	—	C
	18	緑についての市民活動を広報する媒体	A	—	—
	19	子どもが緑の環境づくりに参加できる機会の創出	—	B	—
	20	世代・居住地を超えて人が集まる、魅力的な公園を整備すること	A	—	C
	21	市民・行政それぞれが担うことを意識し、彩ある町をつくること	A	—	C
	22	若年層の緑化意識を育むこと	A	B	—



## 第2章 半田市のめざす緑

### 1. 基本理念及び緑の将来像

#### [1] キャッチフレーズ

半田市は河川やため池、また雁宿公園を始めたくさんの緑がある公園など、様々な緑が市内全域に点在しており、それらを半田市固有の魅力（山車・蔵・南吉・赤レンガなどの観光資源や、数多くのため池、社寺の樹林地等）と結びつけ、「緑のネットワーク」を感じられるよう整備するとともに次世代に継承していかなければなりません。また、整備にあたっては日々活力を与える緑の創造も大切です。これからの緑の施策には、つなげる・伝える・活力を生むの3つを意識しながら進めてまいります。

また、第6次総合計画の理念に基づき、市民・事業者・NPO・行政など、立場の違う者同士が、緑の保全・創出に取り組んでいくことが、今後の半田市をつくっていくためには不可欠です。

上記内容を踏まえ、緑の基本計画のキャッチフレーズを下記のとおり定めます。

#### <キャッチフレーズ>

**みんなで作る 魅力織り成す緑模様**

## [2] 緑の将来像

キャッチフレーズのとおり、緑のネットワークを形成する上で必要な緑の配置を下記のとおり将来像図として整理します。

なお、図 1-2-1 緑の将来像図における「緑の拠点」の定義は、

- 1ha 以上の敷地を有すること
- 常時、誰もが入ることのできるオープンスペースであること
- 緑地としての担保性（安定性）を有していること

を満たすものとしています。

また、「景観形成重点地区」とは、平成 22 年度に策定された半田市ふるさと景観計画において設定された

- 亀崎地区
- 半田運河地区
- 岩滑地区

を意味しています。



# 緑の将来像図

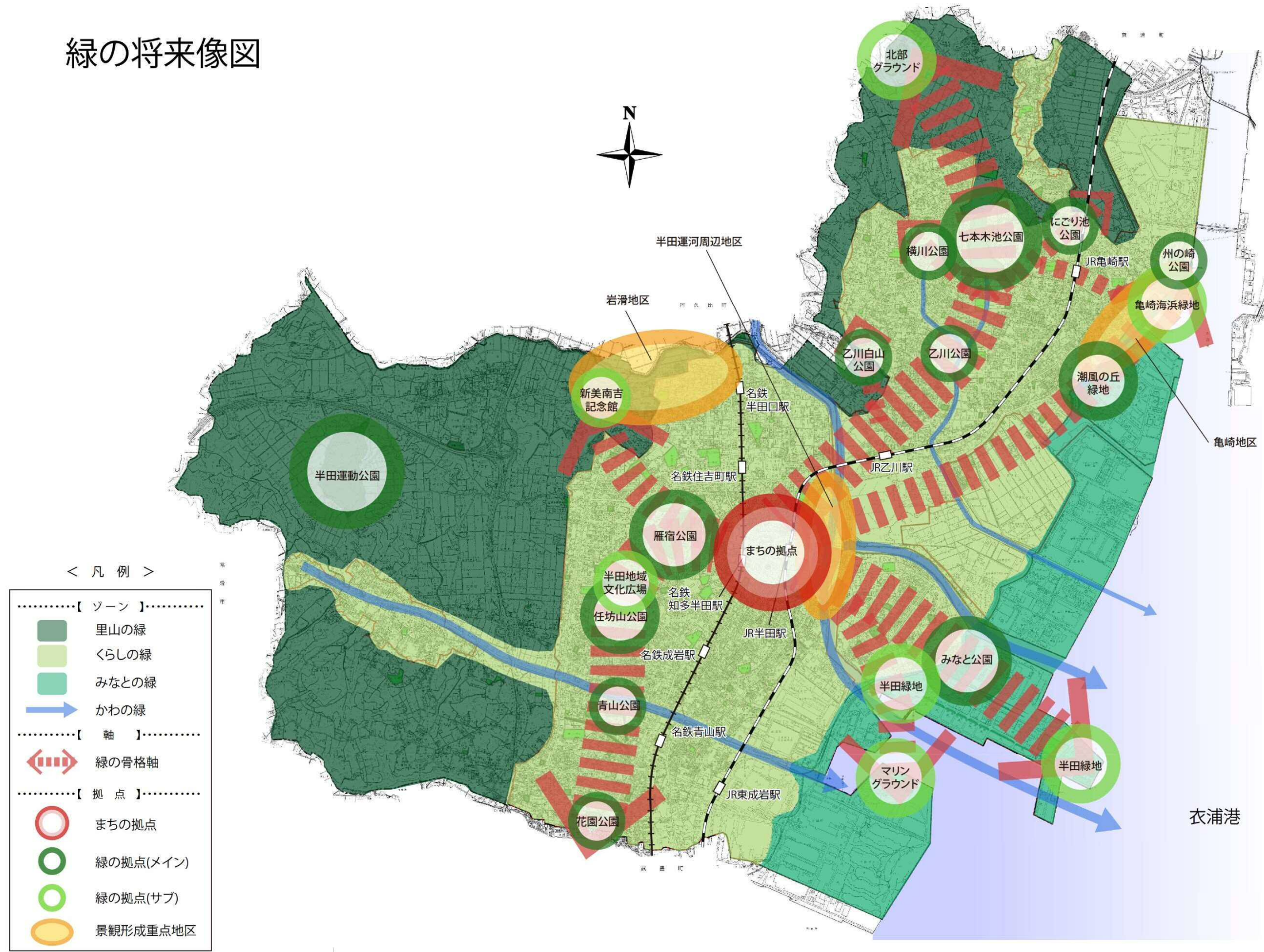


図 1-2-1 緑の将来像図

## 2. 基本方針・配置方針

### [1] 基本方針

前項の将来像を実現していくため、また抽出された課題に対する施策を推進するため、下記のとおり施策の柱及び基本方針を設定します。

柱	基本方針	実施施策
つながる緑づくり	緑の拠点となる場所の形成	都市公園等の整備 親水空間の整備・活用
	緑の拠点同士をつなぐネットワークの形成	街路樹の整備
	緑と人をつなぐ仕組みの形成	緑化啓発事業の展開
伝える緑づくり	ふるさとの風景を誇れる緑の形成	歴史・文化と調和した緑の保全 文化財等の保護・助成
	多様な生物が共生する緑の形成	生態系の保全 緑に触れる機会の創出
活力を生む緑づくり	楽しさ・交流を生む緑の形成	市民活動・ボランティア活動 の仕組みづくり・場づくり
	身近な緑があふれる街並みの形成	公共施設の緑化 民有地の緑化
	安全・安心に暮らせる緑環境の形成	災害による被害を軽減する 緑の配置・整備

## [2] 緑の配置方針

緑の基本方針を踏まえ、緑の将来像図を基本とした配置方針図を次頁に示します。配置方針に沿って、本市の緑の利活用を含めた保全・創出を推進します。



# 緑の配置方針図

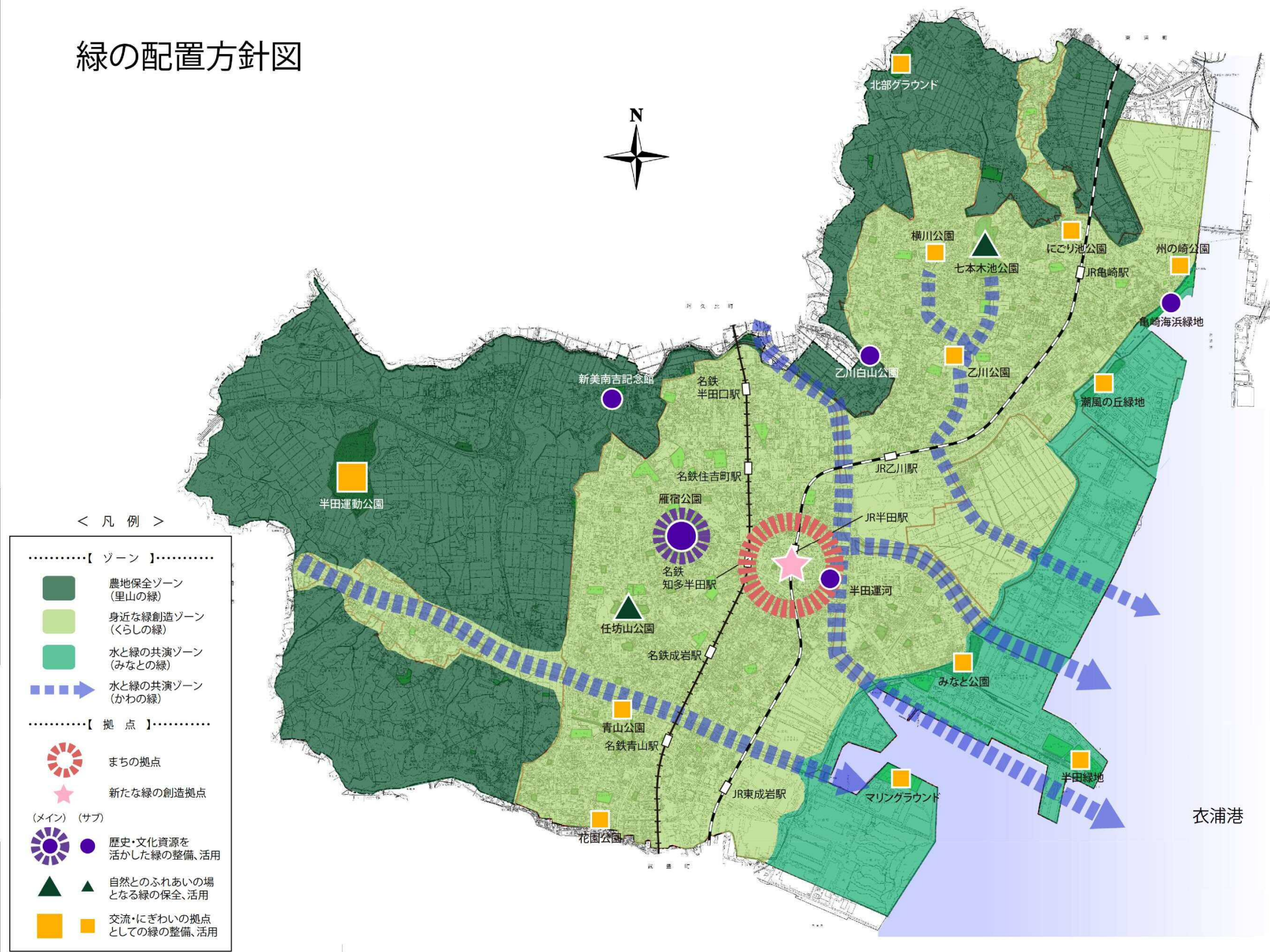


図 1-2-2 緑の配置方針図

### 3. 目標値の設定

#### [1] 計画のフレーム

##### 1-1. 計画対象区域

半田市は市内全域が都市計画区域に該当するため、本計画の対象区域は市内全域とします。

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
半田市の全域	半田市の全域（4,727 ha）

##### 1-2. 人口規模

平成22年の国勢調査による人口を基準とし、直近の5年間の動向により中間年次及び目標年次の人口を設定します。

年次	現況	中間年次	目標年次
	平成27年	平成32年	平成42年
人口規模	11.9万人	11.6万人	11.5万人



## [2] 目標水準の設定

P.31 にて整理した施策の柱である「つながる緑」「伝える緑」「活力ある緑」それぞれにおいて、下記のとおり将来目標を設定します。

つながる緑づくり

**将来目標1** 一人あたりの都市公園面積 9.0 m<sup>2</sup>を目指します。

現在、半田市の一人あたりの都市公園面積は 7.38 m<sup>2</sup>であり、愛知県内市町村平均 7.63 m<sup>2</sup>/人、全国市町村平均 10.20 m<sup>2</sup>/人（県・国は平成 26 年度末時点での数値）を下回っています。

図 1-2-3 のとおり、本市は知多 5 市 5 町において、公園の箇所数においては 1 番目、公園面積においては 2 番目ですが、管轄内では最も人口が多い市であるため、一人あたりの都市公園面積は 6 番目、「市」の中では最下位となっています。

都市公園は市街地内における緑を担保できる貴重な空間であり、市内に緑のネットワークを形成するための緑の拠点として必要不可欠なものです。しかしながら、公園の整備はその後の活用や維持管理の問題が伴い、整備後も公園管理が続けていけることが求められます。そのため、

- 整備に当たっては市民と行政が密に意見交換を行い、地域に愛される公園をつくる
- 維持管理方法についても市民・行政それぞれの役割を踏まえ、持続的な公園運営が可能かを検討する

という 2 点に焦点を置き、必要性+維持管理の可否を熟考した上で整備することを基本原則とし、まずは中間年次である平成 32 年に、一人あたりの都市公園面積 8.50 m<sup>2</sup>/人を目指します。

順位	市町村名	都市公園合計		都市計画区域人口	1人当たり公園面積
		箇所	面積(ha)	(人)	(m <sup>2</sup> /人)
1	東海市	69	120.54	113,558	10.61
2	常滑市	35	58.12	58,240	9.98
3	大府市	55	81.74	89,788	9.10
4	知多市	74	73.69	86,084	8.56
5	東浦町	56	38.54	50,235	7.67
6	半田市	117	87.63	118,713	7.38
7	美浜町	20	9.85	22,750	4.33
8	武豊町	11	10.97	43,038	2.55
9	阿久比町	18	6.49	28,227	2.30
10	南知多町	12	3.62	18,997	1.90

図 1-2-3 知多 5 市 5 町における一人あたりの都市公園面積  
(平成 28 年 4 月 1 日時点)

＜将来目標 1 における成果指標＞ 一人あたりの都市公園面積の増加			
年次	現況	中間年次	目標年次
	平成 28 年	平成 32 年	平成 42 年
一人あたりの都市公園面積	7.38 m <sup>2</sup> /人	8.50 m <sup>2</sup> /人	9.00 m <sup>2</sup> /人

伝える緑づくり

## 将来目標2 緑の環境学習を推進します。

本計画改定にあたり実施したアンケート（P.18～26）において、「市民・事業者が緑の環境づくりにかかわるための支援（2.問4）」として、「幼児や小・中学生など子どもたちが参加できる機会づくり」が求められていることがわかりました。

現在、

- みどりの少年団活動の実施
- 自然観察会の実施
- 幼児・小学生の農業体験

などにより、緑に触れる機会をつくっていますが、こうした緑の環境学習に携わる機会をより充実させ、楽しみながら緑に関わることで、緑への関心を高め、郷土に対する愛着を育みます。

また既存の事業に加え、市民ニーズを基に、あいち森と緑づくり事業の県民参加による植樹等を活用しながら、緑化意識のさらなる高揚を目指します。

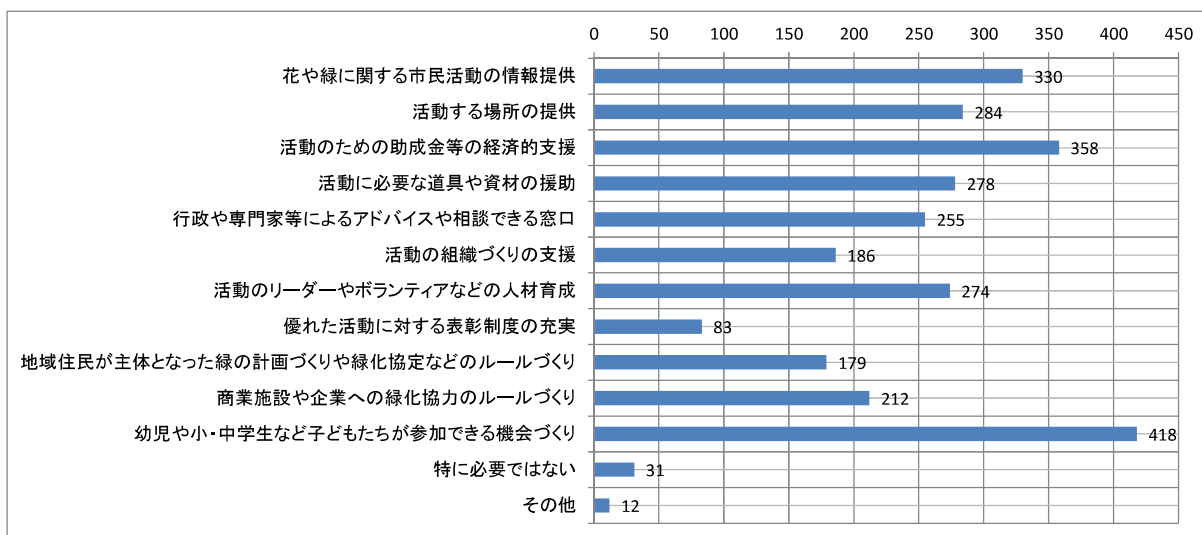


図1-2-4 2.問4 緑の環境づくりにかかわるために必要な支援



図 1-2-5 公園植樹会（平成 27 年度）

＜将来目標 2 における成果指標＞				
環境学習活動参加数の増加				
年次	指標	現況（実績）	中間年次	目標年次
		平成 28 年	平成 32 年	平成 42 年
公園植樹・植栽会	参加人数	50 人	120 人	200 人

活力を生む緑づくり

**将来目標3** 公園や街路樹のアダプトプログラム登録団体・登録者を増やします。

半田市は、平成12年4月から市内の公共施設の清掃・美化活動や管理をボランティアで行う「半田市公共施設アダプトプログラム<sup>1</sup>（愛称：はんだクリーンボランティア）」を実施しています。

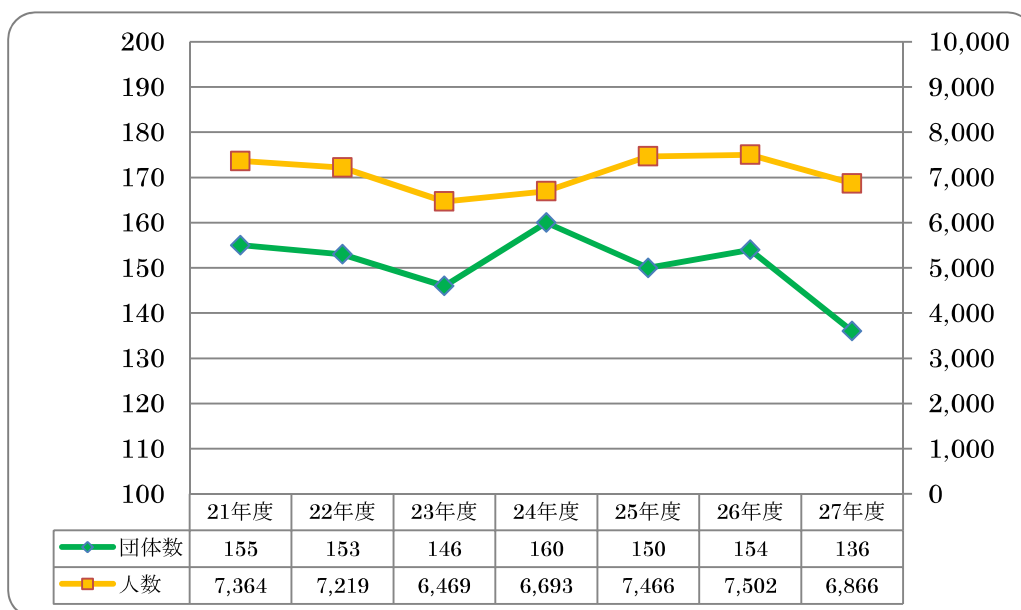


図1-2-6 はんだクリーンボランティアのうち、緑化に関する登録団体・登録人数の推移

近年、ボランティア登録者の高齢化により、登録者を増やすのは容易ではありませんが、活動のモチベーションになる仕組みをつくる（継続年数に応じた表彰制度を設ける）等の支援を行い、こうした取り組みを世代から世代へつなげ、土壌をつくりあげることで、新たな登録者を増やすことが求められます。

このアダプトプログラムにおいて、公園や街路樹への登録団体・登録者を増やしていくことを目指します。

＜将来目標3における成果指標＞			
公園や街路樹のアダプトプログラム登録者数の増加			
年次	現況	中間年次	目標年次
	平成28年	平成32年	平成42年
人数	6,866	7,000	8,000

<sup>1</sup> アダプトプログラム：道路や公園等の公共施設を「自分の子供の面倒を見るように、愛情を持って清掃・美化活動する」事業。元々はアメリカで生まれた制度で、日本では平成10年に初めて導入された。

## 第2編 緑の将来像実現のための施策

### 第1章 実現に向けた取り組み

本章では、第1編にて抽出された緑の課題・今後の施策の柱・基本方針（P.31）及び実施施策について、具体的な取り組みを示します。

柱	基本方針	実施施策	掲載頁
つな がる 緑	緑の拠点となる場所の形成	都市公園の整備・適正管理	P. 41
		親水空間の保全・活用	P. 42
	緑の拠点同士をつなぐネットワークの形成	街路樹の整備・適正管理	P. 43
	緑と人をつなぐ仕組みの形成	緑化啓発事業の展開	P. 44 P. 45
伝 え る 緑	ふるさとの風景を誇れる緑の形成	歴史的建造物と緑の融合	P. 47
		文化財等の保護・助成	P. 48 P. 49
	多様な生物が共生する緑の形成	生物多様性の保全	P. 50
活 力 を 生 む 緑	楽しさ・交流を生む緑の形成	緑にふれる機会の創出	P. 51
		協働による緑化活動の仕組みづくり・場づくり	P. 53 P. 54 P. 55
	身近な緑があふれる街並みの形成	公共施設の緑化	P. 56
		民有地の緑化	P. 57
	安全・安心に暮らせる緑環境の形成	災害を抑止する緑の保全・配置	P. 57



## 1.【実施施策1】つながる緑づくり

緑の拠点となる場所を整備し、適切に維持管理すること、拠点同士をつなげ緑のネットワークを形成することで、人々が安らげる空間を増やし、生活環境を向上させることができます。また、一人一人が緑を身近なものに感じ、緑に興味・関心を抱くことで、新たな緑をつくる土壌を形成することが期待できます。

本項では、下記のとおり「つながる緑づくり」における具体的な取り組みを定めます。

実施施策	具体的取組	所管課
都市公園の整備・適正管理	都市公園の新規整備	都市計画課
	地区公園の再整備	
	都市公園の適正管理	
親水空間の保全・活用	自然環境に配慮したため池・河川の整備	経済課・土木課・市街地整備課
	童話の森の保全・活用	新美南吉記念館
街路樹の整備・適正管理	街路樹の適正配置	都市計画課
緑化啓発事業の展開	緑化イベントの開催	都市計画課
	緑のカーテン普及啓発	環境課

## [1] 都市公園の整備・適正管理

### 1-1. 都市公園の新規整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内全域において、街区公園の整備が不十分である地域を中心に都市公園の配置を検討するとともに、現在未供用になっている都市公園の整備を推進します。</li> <li>● 買い取り申し出のあった生産緑地については、敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超え、且つ周辺に都市公園がない場合は、買い取りの上、都市公園として整備するよう努めます。</li> <li>● 都市公園の空白地帯における公園の整備を進めます。</li> </ul>
担当課	都市計画課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 任坊山公園の未供用区域（宮池一帯）の整備。</li> <li>● JR 半田駅前土地区画整理区域における都市公園の整備。</li> <li>● 半田池に、南吉ゆかりの地として足跡を残すような公園の整備。</li> </ul>
備考	<p>【関係法令等】 都市公園条例</p> <p>【近年の整備実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区公園：七本木池公園（平成 26・27 年度）</li> <li>● 近隣公園：乙川公園（平成 23 年度）</li> <li>● 街区公園：向山公園・向田公園（平成 26 年度） 平地中央公園・大池公園・こしん公園（平成 23 年度）</li> </ul>

### 1-2. 都市公園の再整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老朽化した公園の遊具や樹木等を入れ替えたり、地元の要望を聞きながらレイアウトを変えたりするなどの再整備を行っていきます。</li> </ul>
担当課	都市計画課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雁宿公園の再整備を行います。（平成 26～29 年度予定）</li> <li>● 地域の活性化を図るため、亀崎公園を再整備します。（平成 28 年度）</li> </ul>

### 1-3. 都市公園の適正管理

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 園内の樹木は、自然樹形を保ちながら、管理を行ってまいります。</li> </ul>
担当課	都市計画課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣の住宅及び電線等の支障にならないよう、極力剪定の必要のない樹種を選びます。また、自然樹形を保つことができるよう適正な配置を考えた、管理を行います。</li> </ul>

## [2] 親水空間の保全・活用

### 2-1. 自然環境に配慮したため池・河川づくり

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然を守り、自然と共生するまちづくりを目的とし、水に親しむことのできるため池・河川の維持管理を行っていきます。</li> <li>● 水路の排水機能の確保により浸水被害を抑制するとともに、自然環境に配慮した河川や水路の修繕・改修工事を行っていきます。</li> <li>● 主要な河川については、管理者である愛知県と協議し、水害に対して安全であるとともに自然とふれあう場となる河川整備の改修を進めます。</li> </ul>
担当課	経済課・土木課・市街地整備課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親水施設を持ったため池については、地域と一緒に堤体等の除草や清掃などの維持管理を行います。</li> <li>● 局地的な集中豪雨の対応が必要な河川については、改修を図ります。</li> </ul>



図 2-1-1 南廻間池

### 2-2. 童話の森の保全・活用

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新美南吉童話「ごんぎつね」の舞台となった中山を「童話の森」（新美南吉記念館敷地）として、その樹木、地形を保全することで、南吉のふるさとの里山景観を守っていくとともに、未利用地を整備することで、南吉記念館来館者が自然の緑及び南吉童話の世界に触れてもらえるように努めます。</li> </ul>
担当課	博物館（新美南吉記念館）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 童話の森の植生を、保護（見守り）するとともに、散策路やせせらぎ周りの樹木を剪定するなど、維持管理を行います。</li> <li>● 童話の森の西側の未利用地記念館敷地（谷地）は、岩滑の原風景である田圃の復活、南吉作品に登場する樹木の植栽、兵十の家、水車小屋、地藏堂等や南吉作品に因んだ建物の整備など、南吉童話の世界が体感できる屋外展示空間として活用します。</li> </ul>



図 2-1-2 童話の森

### [3] 街路樹の整備・適正管理

#### 3-1. 街路樹の適正配置

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 街路樹の配置を再検討し、適正に整備・管理するとともに、市内に点在する緑を結び付け、一体感が感じられるように整備を行っていきます。</li> <li>● 樹木を植えることが可能なスペースを確保できる道路には、地域の植生に合った樹木を選定し、土地特性に合致した街路樹の整備を促進します。</li> <li>● 公共施設に植えられている樹木の剪定方法について、望ましい樹形を保つための統一的指針を整理していきます。</li> </ul>
担当課	都市計画課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣住区及び電線等の支障にならないよう、場所にあった樹木を選び、できる限り自然樹形を保つように適正な管理を行い、美しい並木道の整備を行います。</li> <li>● 歩道の有効幅員が十分でなく、高木等樹木の育成状況が芳しくない路線については、植樹の廃止の検討又は樹種等の変更を行ってまいります。</li> <li>● 夏には木陰を生み、冬には日の光を浴びられるような樹木の剪定方法や設置方法を策定します。</li> <li>● 街路樹整備予定箇所 乙川環状線、若宮乙川町線、荒古線、高根線</li> <li>● 樹木の分類 高木：樹高3m以上の樹木で、道路緑化の中心となるもの 中木：樹高1m以上3m未満の樹木で、高木を補完する機能を持つもの 低木：樹高1m未満の樹木で、中高木を植栽できない場所に用いたり、高木の根締めとして用いるもの 地被植物：地表面を密に覆うかたちで生育し、丈の低いもの、刈り込みなどの管理によって容易に丈を低く維持できるもの</li> </ul>

## [4] 緑化啓発事業の展開

### 4-1. 緑化イベントの開催

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて見直しを行い、若年層から高齢者まで楽しめるように努めます。</li> <li>● 他事業との共同開催を図ります。</li> </ul>
担当課	都市計画課
内容	<p>【既存事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● フラワーコンクール 市内の一般家庭、店舗、施設、各種団体等が、庭、花壇、プランター、コンテナ、ハンギングバスケット等に育成させた花を対象に、デザイン、配色及び育成状況並びに管理状況を審査し、優秀者を表彰します。</li> <li>● 苗木まつり 市役所職員駐車場において、苗木無料配布(緑化木配布事業) 及び植木・苗木・草花等の即売等を実施します。</li> <li>● さつき・黒まつ盆栽展 市の花「さつき」及び市の木「黒まつ」等の盆栽を半田さつき会・盆栽協会半田支部の方々より出品いただき、鑑賞の機会を設けます。</li> </ul>



図 2-1-3 半田市フラワーコンクール受賞作品



#### 4-2. 緑のカーテン普及啓発

方針	地球温暖化対策や省資源・省エネルギー化に寄与するため、適宜内容を見直しながら、継続的に行っていきます。
担当課	環境課
内容	地球温暖化対策や節電対策の一環として、「緑のカーテン」の設置を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑のカーテンコンテスト</li> <li>・ 公共施設への緑のカーテン設置</li> </ul>
備考	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成26年度実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑のカーテンコンテスト 応募点数 85 点</li> <li>・ 緑のカーテンの苗配布 100 世帯</li> </ul> </li> <li>● 公共施設の設置実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童センター5箇所 (平成21年度～)</li> <li>・ 市内小中学校18校全て (平成21年度～)</li> </ul> </li> </ul>



図 2-1-4 緑のカーテンコンテスト 入賞作品

## 2.【実施施策2】伝える緑づくり

市内には長い時間をかけて培ってきた風情ある景観や、多様な生物が共生する貴重な緑の環境があります。短期的には形成し得ない、そうした市の財産への意識を市民・事業者・行政等が共有した上で、今後も守り続け、次世代へ継承していく必要があります。

本項では、下記のとおり「伝える緑づくり」における具体的な取り組みを定めます。

実施施策	具体的取組	所管課
歴史的建造物と緑の融合	景観形成重点地区内の整備	都市計画課
	赤レンガ建物周辺整備	観光課
文化財等の保護・助成	文化財の保存	生涯学習課
	保存樹木の指定	都市計画課
生物多様性の保全	環境出前講座	環境課
	水生生物調査	環境課
緑にふれる機会の創出	自然観察会の実施	環境課
	農業体験の実施	経済課

## [1] 歴史的建造物と緑の融合

### 1-1. 景観形成重点地区内の整備

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に景観整備事業を行っていきます。</li> <li>・重点地区内における民有地の緑化を進めます。</li> </ul>
担当課	都市計画課
内容	<p>・半田市ふるさと景観計画で定められた「景観形成重点地区」や、市内に点在する歴史的建造物の敷地において、適正な緑地の保全及び緑化の推進に取り組みます。</p> <p><b>【亀崎地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山車の引き回しを引き立てる緑の配置をします。</li> <li>・重点地区付近には、亀崎公園、尾張三社、秋葉社、神前神社など、緑が豊かな施設・寺社が点在しているため、これらの豊富な緑の保全を図ります。</li> </ul> <p><b>【半田運河周辺地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備された運河沿いの歩道の緑化を推進します。</li> <li>・既存の歴史的建造物を活かす緑の保全を行います。</li> </ul> <p><b>【岩滑地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地区は、「散策路沿道地区」と「田園風景地区」にわかれます。</li> </ul> <p>「散策路沿道地区」では、岩滑八幡社・常福院・光蓮寺などの社寺や、新美南吉記念館・生家などが点在しており、童話作家新美南吉が生きていた時代を彷彿させる風景が残っています。施設においては適切に手を入れて緑を保全していくとともに、新規の住宅地などには塀やフェンスではなく生垣の設置を呼びかけ、緑に囲まれた場所になるよう進めます。</p> <p>「田園風景地区」では、矢勝川沿いに咲き誇る彼岸花を保全するとともに、量的拡大を進めます。また、田園や阿久比町側にみえる原風景を保存するべく、阿久比町及び関係各所との協議を図ります。</p>
備考	<p><b>【関係法令等】</b> 半田市景観条例、半田市ふるさと景観計画</p>

## [2] 文化財の保護・助成

### 2-1. 文化財の保存

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 天然記念物に指定されている貴重な樹木を保存継承していくため、今後も事業を継続していきます。</li> </ul>
担当課	生涯学習課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財保護条例に基づき、市内に存在する樹木等について、市にとって重要なものを天然記念物として指定し、保存等に必要な経費への支援を行い、保存継承を行います。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 半田市の天然記念物（樹木）</li> </ul> <p>【県指定】 摂取院のイブキ</p> <p>【市指定】 津島社のムクノキ 常福院のソテツ 白山神社のクロマツ 萬三の白モッコウバラ</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: center;">図 2-1-5 常福院のソテツ</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 半田市文化財保護条例</li> <li>● 半田市文化財保存事業費補助金交付要綱</li> </ul>

## 2-2. 保存樹木の指定


方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 半田市みどりのまちづくり条例に基づき、市内に存在する貴重な樹木等を保存樹木として指定し、保存継承を行っていきます。</li> </ul>
担当課	都市計画課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 天然記念物に指定されている貴重な樹木を保存継承していくため、今後も事業を継続していきます。</li> <li>● 助成内容等について、ニーズを把握する中、効果的な制度にするよう努めます。</li> </ul>
備考	<p>【平成26年度実績】</p> <p>[現在の指定数] 51本</p> <p>[指定を受けた者] 住吉神社始め12名</p> <div style="text-align: right;">  </div>

図2-1-6 蓮念寺のイブキ



### [3] 生物多様性の保全

#### 3-1. 環境出前講座

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が楽しみながら学べるよう実施場所を適宜変更しながら、継続的に行っていきます。</li> </ul>
担当課	環境課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全意識の向上のため、生き物教室や水質調査などの環境出前講座を実施します。</li> </ul>
備考	<p>【平成26年度実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩滑小学校（6/7 校庭の自然観察と草花あそび 42名）</li> <li>板山小学校（6/13 川の生き物教室（神戸川） 50名、6/20 水質調査（中池） 50名、9/30 環境問題について 50名）</li> <li>乙川小学校（6/18 川の生き物教室（稗田川・平地川） 104名）</li> <li>乙川東小学校（6/26 川の生き物教室（稗田川・平地川） 81名、6/27 水質調査（弁天池） 81名）</li> <li>花園小学校（9/9 川の生き物教室（神戸川） 153名）</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 611名</p>

#### 3-2. 水生生物調査

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的に調査を実施し、収集したデータを活用しながら市内の生物多様性及び生態系の把握・保全に努めます。</li> </ul>
担当課	環境課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の河川・ため池における水生生物の生息状況を調査することで、在来種の保全及び外来種対策に役立てます。</li> </ul>
備考	<p>【平成26年度実施】</p> <p>・7/28 中池、7/31 宮池、8/4 吉田池、8/8 折戸池、8/19 椎ノ木大池、8/21 七本木池 計6回</p>

## [4] 緑にふれる機会の創出

### 4-1. 自然観察会の実施

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が楽しみながら学べるよう実施場所を適宜変更しながら、継続的に行っていきます。</li> </ul>
担当課	環境課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に対する意識の向上を目的とし、市内河川や公園での自然観察会を実施します。</li> </ul>
備考	<p>【平成26年実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6/14 海辺の生きもの教室（亀崎海浜緑地）：21人</li> <li>● 7/19 ナイトハイクと灯火に集まる虫の観察（雁宿公園）：雨天中止</li> <li>● 8/2 川の生き物教室（稗田川・平地川）：34人</li> <li>● 8/24 川の生き物教室（矢勝川）：28人</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 83 名</p>



図 2-1-7 自然観察会

### 4-2. 農業体験の実施

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児・小学生の農業体験などにより緑に触れあう機会を設け、緑の環境学習に携わる機会を充実してまいります。</li> </ul>
担当課	経済課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合学習等の時間を利用し、小学校では田植えや稲刈りなどの児童体験農業を行い、保育園では芋掘りを行っています。</li> </ul>
備考	<p>【平成26年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有脇小学校、横川小学校、乙川東小学校、成岩小学校の4校で実施。</li> <li>・ 有脇保育園、平地保育園、岩滑北保育園、板山保育園の4園で芋掘りを実施。</li> </ul>



図 2-1-8 農業体験

### 3.【実施施策3】活力を生む緑づくり

身近な緑は心にうるおいをもたらし、緑とのふれあいは人々に楽しさと活力を与え、元気いっばいのまちづくりの推進につながります。また、緑の環境は災害時の避難場所としての機能や被害の抑制効果など、安心して暮らせる住環境の構築にも寄与しています。

本項では、下記のとおり「活力を生む緑づくり」における具体的な取り組みを定めます。

実施施策	具体的取組	所管課
協働による緑化活動の仕組みづくり・場づくり	はんだクリーンボランティアの推進	市民協働課
	矢勝川堤の彼岸花の植栽・保全	新美南吉記念館
	市民農園の推進	経済課
公共施設の緑化	建て替えを要する公共施設緑化	施設所管課
	学校緑化	都市計画課
	余剰地を活用したポケットパークの整備	市街地整備課 土木課
民有地の緑化	民有地緑化助成制度の活用促進	都市計画課
災害を抑止する緑の保全・配置	民有地の緑の適正管理	環境課
	緑の維持管理費の拡大対策	都市計画課
	公共施設内の樹木剪定指針の設置(検討)	都市計画課

[1] 協働による緑化活動の仕組みづくり・場づくり

1-1. はんだクリーンボランティアの推進

方針	市民への啓発・活動支援を基に、はんだクリーンボランティアの登録団体・登録者数を増やし、公園や街路樹の緑を維持・美化し、緑化の推進を図ります。
担当課	都市計画課・市民協働課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設内へ市民花壇の設置をするなど、活動場所の提供を行います。</li> <li>・活動のモチベーションアップにつながる仕組みづくりとして、表彰制度の改善に努めます。</li> </ul>
備考	<p>【登録団体・人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年度 136団体・6,866人</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 半田市公共施設アダプトプログラム実施要綱</li> </ul>



図 2-1-9 市民により整備された花壇（大高街園）

## 1-2. 矢勝川堤の彼岸花の植栽・保全

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、阿久比町の団体も植栽活動に参加し、彼岸花は300万本まで増えてきました。更なる活動参加者の拡大を図ります。</li> <li>● 従来活動してきた、矢勝川の環境を守る会の構成員の高齢化が進んでいるため、若い世代の参加者が増えるよう、進めていきます。</li> </ul>
担当課	博物館（新美南吉記念館）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新美南吉童話「ごんぎつね」の舞台となった矢勝川の堤に、同作品の中で描写のある彼岸花を植栽・保全することで、南吉童話の世界が体感できる景観を形成します。</li> <li>● 彼岸花の植栽・保全活動を行ってきた、新美南吉顕彰会所属「矢勝川の環境を守る会」に対し、活動費用の一部（球根代、農機具等）を、顕彰会を通じて援助することで、継続的に彼岸花の風景をつくっていただけるよう協働で取り組みます。</li> </ul>
備考	<p>【活動の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成2年 小栗大造氏個人的に活動開始。その後、個人援助者参加。</li> <li>● 平成4～6年 半田市が球根を購入提供</li> <li>● 平成7年 矢勝川の環境を守る会発足</li> <li>● 平成20年～ 「童話の村秋まつり」（H25より「ごんの秋まつり」）開催 ※実行委員会運営</li> </ul> <p>○現在の彼岸花の植生数 300万本（阿久比町域含む）</p>



図2-1-10 矢勝川の彼岸花



### 1-3. 市民農園の推進

方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 耕作放棄地を活用し、市民のニーズにあった農園を計画的に増やし、農業体験の場とする農園の継続的な提供を進めます。</li> </ul>
担当課	経済課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地確保・地産地消の推進・耕作放棄地への対策として、市民農園を整備し、市民向けに小区画の農地を貸出し、農業体験の場を提供します。</li> </ul>
備考	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民農園として利用可能な耕作放棄地の確保</li> <li>● 市民農園の普及・推進には、地域リーダーの育成が不可欠</li> <li>● 土地所有者の理解を得る必要がある</li> <li>● 農園を整備する上での水源対策</li> </ul> <p>【開設中の市民農園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 岩滑高山市民農園</li> <li>● 神田市民農園</li> <li>● 西大矢知市民農園</li> <li>● 新宮市民農園</li> <li>● 稲穂市民農園</li> </ul>



図 2-1-11 市民農園（農業講座）

## [2] 公共施設の緑化

### 2-1. 建て替えを要する公共施設の緑化

方針	● 老朽化により建て替えを要する公共施設（半田市立半田病院、公民館、保育園等）において、建築物の整備に合わせて緑の環境整備を行います。
担当課	各施設所管課
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ゆとりある緑地空間の確保に努めるとともに、地表部やコンテナ、プランター等を複合的に活用するなど、緑を増やすよう努めます。</li> <li>● 門や垣、柵は、まちなみとの調和に努め、ブロック塀等の使用は控えます。</li> <li>● 道路に面した部分は高低木の植栽及び生垣を設置する等の緑化を進めます。</li> <li>● 既存の良好な樹木、屋敷林等は保全・活用に努めます。</li> <li>● 地域の植生に合った緑化を行います。</li> </ul>

### 2-2. 学校緑化

方針	● 緑の募金額に応じて交付金が増減するため、寄付を募る窓口を広げて募金額を増加させ、緑化の拡大を図ります。
担当課	都市計画課
内容	● 市内の企業へも募金を募り、募金額を増やすことに努めます。
備考	<p>【平成26年度実績】</p> <p>植樹場所：岩滑小学校始め10か所</p> <p>樹種：ハナミズキほか18種類</p>

### 2-3. ポケットパークの整備

方針	● 各ハード整備事業において発生する未利用地の特性を精査し、必要と考えられる場所については適宜緑地整備を図ります。
担当課	土木課、市街地整備課
内容	● 身近な緑づくりを推進するため、ポケットパークの整備を行います。
備考	 <p>図2-1-12 神戸川（昭和橋側）のポケットパーク</p>

### [3] 民有地緑化

#### 3-1. 民有地緑化助成制度の活用促進

方針	● 半田市みどりのまちづくり条例、あいち森と緑づくり事業 <sup>1</sup> において交付される緑化助成制度を用い、民有地の緑化を行っていきます。
担当課	都市計画課
内容	● 緑化助成制度の情報提供を体系的に充実させ、活用件数を増やします。 ・ ホームページ・市報等、これまでの情報媒体活用の充実 ・ 他施策（景観施策・建築に係る施策等）との連携による制度の活用促進 ・ エクステリアを請け負う事業者への周知（リーフレットの作成等）
備考	【関係法令】 半田市みどりのまちづくり条例

### [4] 災害を抑止する緑の保全・配置

#### 4-1. 民有地の緑の適正管理

方針	● まちの景観に対する意識の向上を目的とし、市報等により、所有地からせり出し通行などの支障となっている樹木や草花、市民等から寄せられる危険な樹木や不快な雑草情報等をもとに、緑の適正な管理を求めています。 ● 土地所有者に責任を持って緑の管理し続けてもらえるよう、意識啓発を行っていきます。
担当課	環境課
内容	● 民有地の適正な自主管理が達成されるまで、継続的に実施していきます。
備考	【市民からの樹木・雑草の適正管理に関する要望件数】 ● 平成25年度：161件 ● 平成24年度：188件 ● 平成23年度：149件 ※火災予防については消防で実施しています。

#### 4-2. 旧市街地で適正な位置への公園配置対策

方針	・ 旧市街地において、公園の不足している区域に公園整備を図ります。
担当課	都市計画課
内容	・ 生産緑地の買取りなど未利用地を活用し、公園化することにより避難場所の確保に努めます。

<sup>1</sup> あいち森と緑づくり事業

平成21年度より導入された「あいち森と緑づくり税」（県内に籍を置く個人、事業所を置く法人から、所定の金額を税として徴収したもの）を活用し、緑化助成のために県より交付されるもの

## 第2章 緑化重点地区

### 1. 緑化重点地区とは

#### [1] 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、緑の基本計画の創設に伴い設けられた制度で、緑地の保全及び緑化の推進を重点的に図る地区として、各種事業を積極的に展開し、緑の基本計画が目指す緑の将来像を目に見える形でモデル的に具体化するものです。積極的に緑化事業を展開することにより、市民の緑化意識の高揚を促すとともに、緑化重点地区自体が都市の骨格的な緑を構成する一部となります。

また、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進める地区としての役割が期待されます。

#### [2] 地区の設定要件

緑化重点地区の対象としては、以下に示す①～⑨の地区が考えられます。

- ① 駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ② 緑が少ない地区
- ③ 緑による質の高い環境整備に対する市民の意識が高い地区
- ④ 具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ⑤ 避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ⑥ 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦ 教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑧ 都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨ ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区

資料：新編緑の基本計画ハンドブックより

## 2. 前計画における緑化重点地区の進捗状況

平成8年制定の旧計画において緑化（推進）重点地区に指定された「乙川中部地区」内の緑の整備状況は、下記のとおりです。

### [1] 前回設定値の内容（前回計画より抜粋）

#### 【事業規模】

47.5ha

#### 【事業施工期間】

自 平成6年9月21日

（事業計画の決定の公告日）

至 平成15年3月31日

（現在は平成34年3月31日まで延長）

#### 【事業内容】

本地区は、周辺部からの市街化の波に影響され、住宅地としての需要が高まりつつあるが、基盤整備が不十分であるために、住環境の悪化が懸念される。

そこで、本事業により道路・公園・水路などの公共施設の整備改善と都市利用の効率化を促進し、利便性、快適性及び安全性等の住環境の向上を図るものである。

また地区内には半田市の道路網の骨格となる、都市計画道路「環状線」が計画されており、早急な整備が望まれているため、併せて整備を行う

### [2] 整備結果

- 目標として挙げられていた公園・緑地の整備は平成26年11月に全て完了しました。
- 新たな住宅が立ち並び、住区の整備は進んでいますが、更なる公共施設緑化が求められます。



図 2-2-1 乙川中部区画整理地区内の公園・緑地（左：乙川公園 右：こしん緑園）



### 3. 新たな緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定については、「[2] 地区の設定要件」に列挙した①から⑨の事項を参考にすることに加え、

- 計画を推進するための緑化施策事例をつくることのできる地区
- 重点地区での取り組みを例とし、緑化推進のモデル地区としての機能を果たす地区

であることが望ましく、当該地区を重点地区として設定することで、緑の取り組みが市内全域に広がっていくことが期待されます。

そのため、本計画においては、本市の玄関口であり、他の地域を牽引する場所にふさわしい「中心市街地地区」を緑化重点地区として設定します。

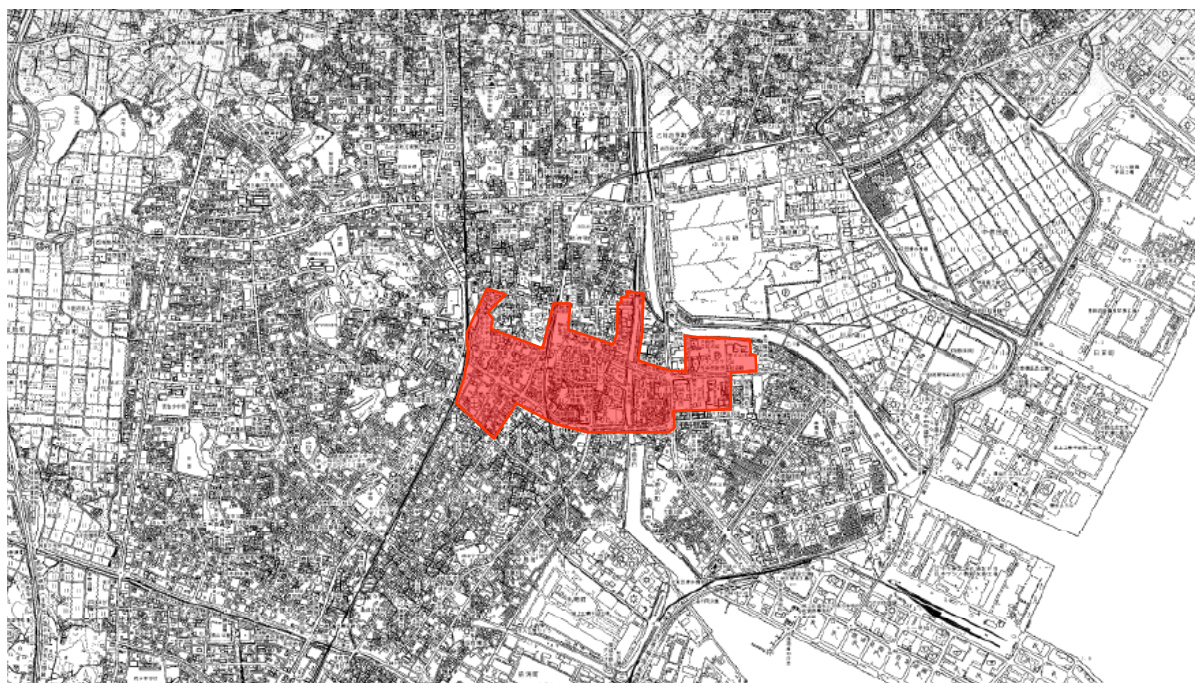


図 2-2-2 緑化重点地区（中心市街地地区）

## [1] 現況の概要・土地利用・課題

- 都市計画マスタープランに定める「活力創造軸」の中心部であり、公的サービス・商業・文化などの都市機能を集積による利便性の高い都市空間を創出することが求められる地区です。
- 名鉄知多半田駅やJR半田駅などの鉄道インフラを有しています。
- 名鉄知多半田駅周辺は、土地区画整理事業により都市基盤の整備が行われましたが、更なる緑化の推進が求められています。
- JR半田駅周辺は地域住民の意見を踏まえて、一体的な市街地形成を図り、生活環境の向上と中心市街地の活性化に繋げるための方策を検討し、必要な都市基盤を整備することが求められています。

## [2] 緑化重点地区の緑化方針

本計画内で定めた「施策の柱」を基に、下記の通り緑化重点地区内における緑化の方針を設定します。

### 1. つながる緑づくり

- **土地区画整備事業と連動した公園・緑地整備の推進**

JR半田駅前土地区画整理事業と連動した緑化施策を推進し、人々が憩い、集える新たなオープンスペースを整備します。新規公園の整備にあたっては、地域のニーズを取り入れた公園づくりを推進します。

- **幹線道路における並木道の整備**

重点地区内を東西に抜ける道路沿いには、良好な景観形成に寄与する並木道を整備し、地域住民だけでなく、訪れる人にも良好なイメージを印象付け、緑豊かな道路空間づくりを推進します。

### 2. 伝える緑づくり

- **歴史的観光資源と一体となった緑の保全・整備**

半田市ふるさと景観計画において景観形成重点地区として設定されている半田運河や、平成27年4月より常時公開となった半六庭園、現在活用を検討中の旧中埜家住宅など、地区内にある歴史的観光資源を活用した緑化空間の保全・活用を推進します。

### 3. 活力を生む緑づくり

- **道路沿いの民有地における緑化スペースの確保**

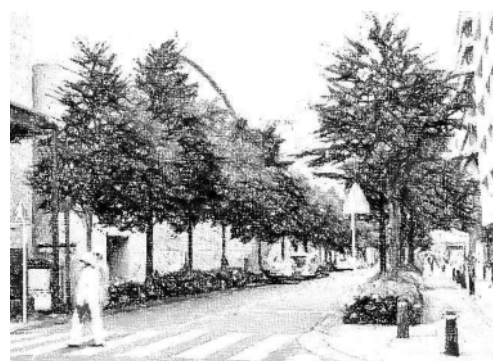
前面道路から眺望できる緑化スペースの確保、プランターや生垣の設置等、住民が主体となった緑化の促進を図り、緑豊かで快適な居住環境の形成に取り組みます。

- **特別緑化助成制度による民有地の緑化**

四季折々の花で地区を彩る「花のあるまちづくり助成」、限られた空間において緑を確保するための「壁面緑化助成」など、緑化重点地区内でモデル的に実施する「特別緑化助成制度」の導入を検討します。



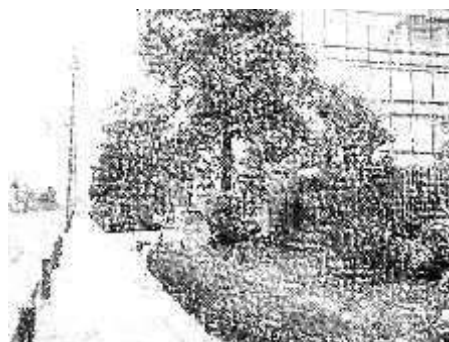
緑化重点地区の緑化イメージ図



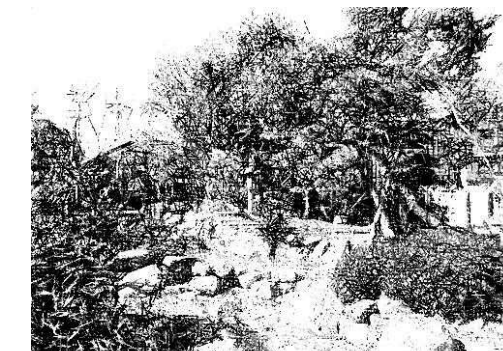
- つながる緑づくり  
既存の街路樹・緑地帯と一体的に緑を感じられる歩道を整備



- 伝える緑づくり  
旧中笠家住宅を活用したにぎわいの創出



- 活力を生む緑づくり  
民有地における道路沿いの緑化及び花づくり



- 伝える緑づくり  
半田運河と一体となった半六庭園の利活用の検討



- つながる緑づくり  
協働による公園づくり



- 伝える緑づくり  
歴史的観光資源を活用したレクリエーションの検討

凡 例		
緑化重点地区		
つながる	緑化スペース（既存）	
	緑化スペース（計画）	
緑を感じられる歩道の整備		
伝える		
活力を生む	沿道緑化（民有地）	
	特別緑化助成制度対象区域	重点地区全域

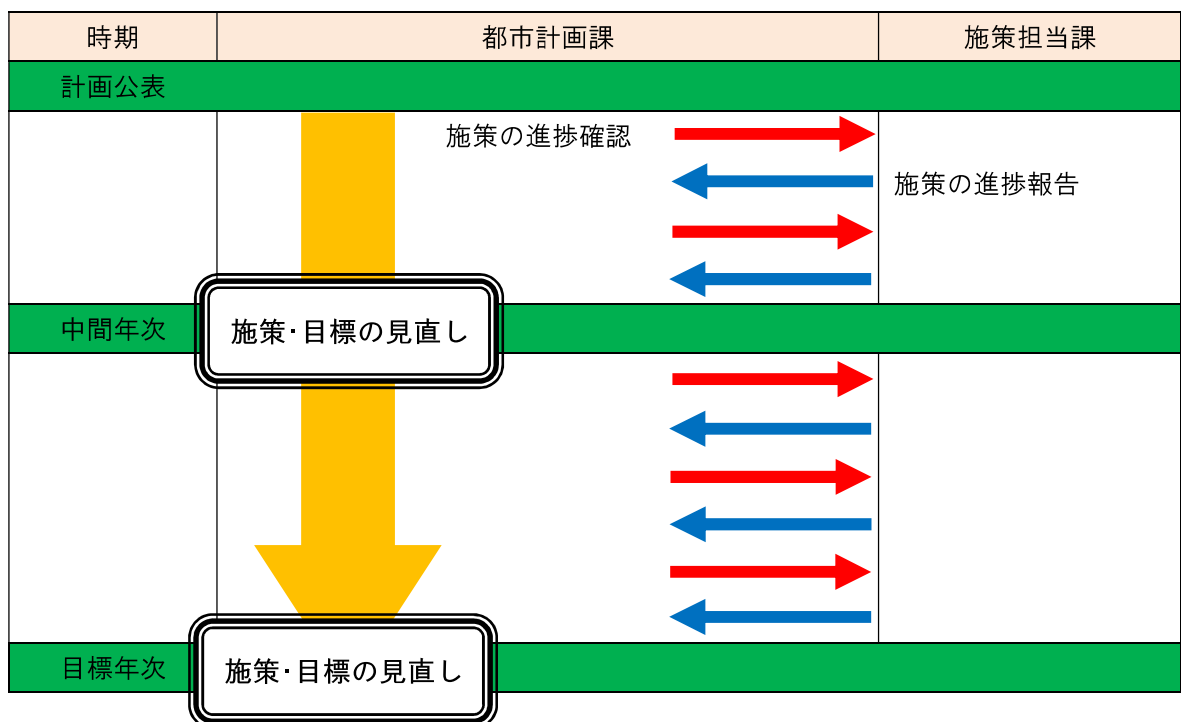


## 第3章 計画推進及び進行管理

### 1. 計画の推進体制

#### [1] 行政の取組体制の整備

緑の基本計画の施策は、公園の整備から市内の緑化意識の啓発、農地の利用促進や環境学習など多岐にわたるため、担当部局だけでなく、庁内の関係部局が調整して取り組む必要があります。庁内での横の連携を図り、定期的に施策の進捗状況を確認することで、総合的に施策を推進していくことのできる体制づくりに努めます。



#### [2] 協議会の設置

本計画は10年を超える長期的な計画のため、社会情勢やニーズの変化に対応し、適宜見直しを行っていく必要があります。そうした際、本市の今後の緑の在り方や、施策の実実施計画・進捗状況の評価していくために、学識経験者・ボランティア団体等と協議できる場づくりを検討します。

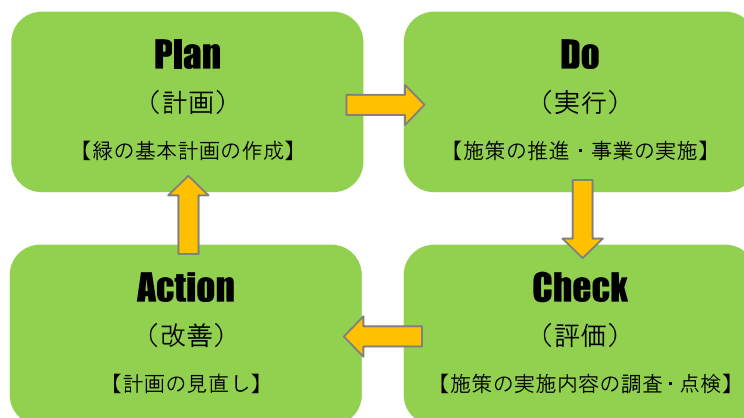
#### [3] 広聴の機会づくり

都市公園を始めとしたオープンスペース整備等、新規事業を行う際の意見を聞く場の創出、計画見直し時のアンケート調査、[2]で検討する協議会の開催などにより、市民意見を広聴する機会をつくります。

## 2. 計画の進行管理

### [1] PDCA サイクルによる進行管理

計画の実現性を確保するためには、実施施策の進捗状況や効果を点検・評価し、社会情勢や市民ニーズに合致したものに反映させていく必要があります。そのため、PDCA サイクルに則り適宜現況を把握し、計画の見直しを行います。



### [2] 計画の見直し

[1] で実施施策や目標数値の設定を変更することが妥当だと判断される場合や、関連計画や法制度の変更によって調整が必要になった場合、社会情勢の変化などによって新たな課題への対応が必要になった場合などに、適宜見直しを行います。